

讃岐高松藩における「死の政治学」と幕藩制的社会秩序の維持強化(上)

—服忌令等葬送儀礼関連法令の—

政治文化史的役割を問うなかで—

溝 渕 利 博

“Politics of death” and maintenance strengthening of Shogunate-and-domain-system social order in the Sanuki Takamatsuhan —In the inside which asks the political culture historical role of attendance-at-a-funeral courtesy related statutes such as the statute about mourning—

Toshihiro Mizobuchi

要約

人の死をどう考え、どう取り扱ったかをみれば、当該社会の仕組みや政治のあり方がわかる。特に為政者の死は支配秩序に混乱をもたらす極めて政治的な出来事であったので、その対応の仕方(葬送儀礼等)の中には「死の政治学」ともいえる政治的な意図を看取することができる。その意味で「死の政治学」は「生の政治学」でもあった。政治文化とは体制の背後にあって、体制を支えているものであり、幕藩領主はその文化行為の政治性と心意政治を通じて領国支配を行い、幕藩制的社会秩序を確立していった。

本稿では、讃岐高松藩において、これらの法令が幕藩制的社会秩序の維持・強化に果たした政治文化史的役割と意義について明らかにしたい。

キーワード：讃岐高松藩、服忌令、鳴物停止令、幕藩制的社会秩序、政治文化史

Abstract

How was people's death considered? How was people's death dealt with? If they are analyzed understanding the social structure and the political state. Especially the statesman's death was a very political occurrence which brings confusion to rule order, the political intention can be read in such attendance-at-a-funeral courtesy. In such a case. It can be said to be "politics of death". "Politics of death" was also "actual politics" in that meaning.

In this paper, clarification is given to the political culture historical role and meaning which were achieved to maintenance strengthening of Shogunate-and-domain-system social order about these statutes in the Sanuki Takamatsuhan.

Keywords : the Sanuki Takamatsuhan, the statute about mourning, musical-instruments ban, Shogunate-and-domain-system social order, political cultural history

提出年月日 二〇一三年十一月三〇日 高松大学発達科学部准教授

○讃岐高松藩における「死の政治学」と幕藩制的社会秩序の維持強化(上)

目次

序章	近世讃岐の服忌令等葬送儀礼関係法令研究の現状と課題	
第一章	讃岐高松藩の服忌及び服忌令	
第一節	讃岐高松藩の服忌及び服忌令の内容	
一	讃岐高松藩における服忌意識と服忌制度の存在	5
二	讃岐高松藩における服忌及び服忌令の適用事例	7
(一)	三代藩主松平頼豊逝去時における服忌等葬送儀礼に 関する法令と適用事例	7
(二)	高松藩における公儀御精進日・御正忌・御命日の周 知徹底	12
三	高松松平家における葬送儀礼と交際	16
(一)	高松藩における葬送儀礼	16
(二)	幕府への伺いと城使(城附・留守居)の役割	19
①	幕府への伺い	
②	讃岐高松藩の城使(城附・留守居)の役割	
(三)	高松松平家の両敬・知音関係	24
①	大名家における「公務」と「交際」の意味	
②	高松松平家の両敬・知音関係	
四	家中統制法の中の服忌規制	27
第二節	讃岐高松藩の服忌と服忌令の構造	
一	幕府服忌令と高松藩服忌令との関係	28
	以下は、次号で発表予定。	
(一)	高松藩の服忌令	28
(二)	幕府の服忌令	29
(三)	公儀御法度と国法・諸事御触	31
二	讃岐高松藩における死の呼称の階層構造と服忌関連規 制	33
(一)	「死の政治学」と死の呼称の階層構造	33
(二)	「死の政治学」と服忌関連規制	40
第三節	服忌令の政策意図と時代的背景	
一	武断主義から文治主義への政策転換	43
(一)	武家諸法度の改定と文治主義への転換	43
(二)	服忌令の制定と「礼」的社會秩序づくり	44
(三)	生類憐みの令の発令と綱吉の「仁政」	45
二	服忌令の整備と切支丹類族改め体制の確立	48
(一)	人的移動の把握と寺請制度	48
(二)	服忌令と切支丹類族改令	50
三	服忌令等葬送儀礼による藩主権威の確立と家族親族秩 序の形成	53
(一)	藩主の死をめぐる諸儀礼と藩主権威の確立	53
(二)	「家」の成立と家族親族秩序の形成	55
①	「家」の成立	
②	家族親族秩序の形成	
(三)	藩政の確立と「親類書」の提出	60

○讃岐高松藩における「死の政治学」と幕藩制的社会秩序の維持強化（下）

第二章 讃岐高松藩の葬送儀礼関係法令

第一節 鳴物停止令

- 一 為政者の死と鳴物停止令
- 二 鳴物停止令の内容と構造

(一) 鳴物停止

(二) 普請停止

(三) 高声停止

第二節 火之元入念令

第三節 殺生禁断・魚鳥売買停止令

第四節 禁字令・同名禁止令字令

*表3 讃岐高松藩における禁字令・同名禁止令内容一覽

第五節 その他の穩便・遠慮令

第三章 讃岐高松藩の服忌令等葬送儀礼関係法令の政治文化史的役割

第一節 服忌令の政治文化史的役割

- 一 支配の正当性と継承者の再確認

(一) 葬送と記念の社会的機能と意義

(二) 東照宮の勸請と遷宮

(三) 藩祖顯彰と墓所整備による明君神話づくり

(四) 「御仁政」による御赦と施し

*表4 讃岐高松藩における赦免・施し等内容一覽

二 「死の政治学」と幕藩制的社会秩序

(一) 為政者の死と政治的身体（生ける死体）

(二) 儀礼の社会秩序維持機能

(三) 「家」意識と家族親族秩序

① 墓石の変遷と「家」意識

② 親族関係法令にみる高松藩の家中・領民対策

第二節 葬送儀礼関係法令の政治文化史的役割

一 鳴物停止令

(一) 「静謐」の保持

(二) 「慎み」の強制

二 火之元入念令

三 殺生禁断・魚鳥売買停止令

四 禁字令・同名禁止令

五 その他の穩便・遠慮令

終章 近世讃岐の藩政における服忌令等葬送関係法令の政治文化史的役割と歴史の意義

〈付表〉 讃岐高松藩の「服忌令等葬送儀礼関係法令」関連記事年表

序 章 近世讃岐の服忌令等葬送儀礼関係法令研究の現状と課題

「死」は人類がその進化の過程で発見した概念であり⁽¹⁾、その「死」を学問の対象としたのは、フランスの社会学者ロベール・エルツ（一八八二―一九一五）である。エルツは、ボルネオ原住民の複葬の分析を行い、死者の肉体と霊魂及び生者という三者のそれぞれが安定から不安定へ、そしてそこから再びある種の安定へと移行するという段階的な構造を持っていることを明らかにし、「死」をめぐる儀礼研究の先駆をなした⁽²⁾。その後、アルノルト・ファン・ヘネップ（一八七三―一九五七）は、通過儀礼に關する象徴分析を行った結果、通過儀礼には共通して①分離儀礼（最初にある地位からの分離）、②過渡儀礼（周縁的時期）、③統合儀礼（最後に新しい地位への再統合）という三段階の構造があることを明らかにした⁽³⁾。

本稿で取り扱う葬送儀礼も通過儀礼の一種であると考えられ、「死者」を生者の世界から分離することに始まり、死後の世界へと編入することに至る一つの過渡とみなされている。葬送儀礼が、個々人の「死」に際し、「死者」との分離儀礼を通じて生者との社会関係を再編成する役割を持つとするならば、「死者」との葬送儀礼や記念物（位牌、墓、記念碑）は、記念主体である生者の集団のアイデンティティを確認し、集団としての再統合を図る営みであるともいえる。特にその対象が將軍や藩主であった場合には、葬送儀礼や記念物は政治的権威の中核部を再編成する機

能を持つとともに、支配の正当性や幕藩制的社会秩序の継続性を再確認する意味をもった⁽⁴⁾。

一般に、人の「生」と「死」は、その社会集団の構成員の増減変動であり、社会集団そのものの構造変化をもたらす要因となった。特に人の「死」をどう考え、「死者」をどう取り扱うかによって、その社会の仕組みや政治のあり方がわかるといわれる。なかでも為政者の死は支配秩序に混乱をもたらす極めて政治的な出来事であったので、その対応の仕方（葬送儀礼等）の中には「死の政治学」ともいえる政治的な意図を看取することができる。すなわち、後継者が前為政者を「死者」として丁重に祀ることによって、その権力継承の正当性を受け継ぐとともに、一方、その権威を背景に死後の世界を支配していったのである。その意味で「死の政治学」を考えることは、「生の政治学」そのものを考えることでもあった。これまで讃岐の藩政史研究は、主として政治経済史を中心として行われてきたが、藩政史における儀礼の意義や役割については、あまり研究がなされていないのが現状である⁽⁵⁾。近年、儀礼に関する研究が進み、儀礼と社会の枠組みとの関係が論ぜられ、近世社会の政治的・文化的構造についての分析も行われている⁽⁶⁾。今後は讃岐の藩政史研究においても文化的儀礼的側面からのアプローチが必要になると考えられる。讃岐地域史における服忌令等葬送儀礼関係法令に関する研究においては、礼学の分野で藤川正数氏の日本の服忌制に関する研究、神道学の分野で横井金男氏の祖先崇拜と神祭祀に関する研究、民俗学の分

野では武田明氏の葬送習俗に関する研究や谷原博信氏の葬送儀礼に関する研究、家政学分野では秋山照子氏の葬送儀礼と供応食との関係研究、歴史学分野では胡光氏の大名墓所の研究や筆者が讃岐高松藩五代藩主頼恭逝去の際の鳴物・高声停止令に関する言及などがあるが^⑤、直接、近世讃岐の服忌令等葬送儀礼関係法令の政治文化的役割と歴史的意義について取り上げた研究は、まだなされていない。

本稿は、近世讃岐高松藩における服忌令等葬送儀礼関係法令を研究対象とするもので、讃岐高松藩の服忌令等葬送儀礼関係法令がどのように形成され、どのような内容や構造、特質を有していたか、また、どのような役割を担って法令が適用され、どのような親族関係等が反映されたか、さらには幕藩制の社会秩序の維持強化とどのような関係があったか、などを探求するものである。政治文化とは体制の背後にあって、体制を支えているものであり、幕藩領主はその文化行為の政治性と心意政治を通じて領国支配を行い、幕藩制の社会秩序を確立していったとされる。研究にあたっては、特に為政者の「死」に伴う服忌令等葬送儀礼関係法令を「死の政治学」と位置づけて、徳川將軍家の御家門であった讃岐高松藩の政治的立場や藩政の推移状況との関連性等も考慮に入れながら、法令適用の実態等を踏まえて様々な角度から讃岐高松藩における服忌令等葬送儀礼関係法令の全体像を明らかにするとともに、人の「死」に意味を与え、その意味の体系を政治文化として定着させた幕藩制の社会秩序（意識・習慣・常識）による

支配の在り方や、幕藩領主が行う葬送儀礼や祖先祭祀などの文化行為の政治性にも言及してその歴史的品格を明らかにしたい。もともと儀礼的行為と政治的行為は相互依存関係にあり^⑥、儀礼的行為の背後にある政治文化的意義を考察しつつ、地域社会との関係にも触れながら、それらが領主權威の確立と幕藩制の秩序の構築に果たした役割と機能についても述べてみたい。

第一章 讃岐高松藩の服忌及び服忌令

第一節 讃岐高松藩の服忌及び服忌令の内容

一 讃岐高松藩における服忌意識と服忌制度の存在

高松藩の初代藩主松平頼重から九代藩主松平頼恕までの間に発令された法令等を天保年間に編集・抄録した高松藩の法令集が、香川県立文書館に所蔵されている。その内容は、現在、『高松藩御令條之内書抜』上・下巻（香川県立文書館史料集1・2、香川県立文書館、一九九八年・一九九九年）によって知ることができ^⑦。

寛文七年（一六六七）十一月三日付の書付には次のような服忌関係記事がみえ、高松藩において、江戸からの指示で家中に対して服忌の取扱いについての触れが出されている^⑧。

一、死人在之、葬礼場江諸侍出間敷候、忌掛り之分ハ格別、但
よしみ無之無縁之者に候ハ、或ハ頭横目迄相断見届ケ可申
候、縦ハ頭たりとも家老たり共忌掛り間敷者ハ、葬礼場江
無用之事。(傍線筆者)
右之通、江戸より掘藏人奉りニ而、御家中江相触候得と、横目
水野七郎左衛門江申渡候、以上。

文中の「忌掛り」という言葉が示すように、この触れが出され
る前提として、高松藩ではこれ以前に領内に服忌掛りについての
認識や意識が既に存在していたと想定することができる。事実、
正保三年(一六四六)二月廿八日には火事場見舞に行ける親族の
許可範囲を定めた法令が出されている¹¹⁾。

この法令の裏側には家臣団相互の族縁的結合の拡大を防ぐ意味
合いも含まれていたと考えられる。

火事場江見舞申候義、今日被仰出候、

- 一、親子 一、兄弟 一、むこ 一、こしうと
- 一、しうと 一、家来之者 此分ハ此以前より御赦免也、
- 一、おうぢ 一、まじ 一、おぢおい 一、おばめい
- 一、いとこ
- 右五ヶ条ハ、今日被仰出御赦免也、右之外ハ、堅無用之由被仰
出候。

また、同書の元文五年(一七四〇)五月廿五日条には、服忌の
開始時期について「定式之通」に行うよう申し渡しているところ
からみると、高松藩ではこの時期には服忌に関する定まった規
則、すなわち服忌令が存在していたものと考えられる¹²⁾。従っ
て、高松藩の服忌令は、寛文七年から元文五年に間に定められた
ものと推測される。しかし、高松藩で独自に服忌令を制定した形
跡は管見のところ見当たらないので、おそらく他の多くの藩と同
様に、幕府の服忌令をそのまま適用したものと考えられる。

一、御家中之面々、病氣ニ而養子願出候ハ、右願書年寄中御
請取願不相済内、病死致候ハ、養子願之否不相知候得共病
死之当日より右養子之者腹(服か)忌請来候得共、此以
後ハ、右之願不相済候得ハ腹忌請申ニ不及候間、養子之願
相済候ハ、其当日より定式之通ニ腹忌請候様ニ相心得可申
旨、申渡在之候事。(傍線筆者)

そもそも服忌令の「服」とは服紀すなわち服(喪服)を着る紀
(期間)の省略で、『喪葬令』服紀条の服の規定を受け継ぎ、本来
は喪服を着用する期間であったが、近世には神社に参詣しないこ
とが要求された。一方、「忌」とは、『假寧令』職事官条によつて
近親の死に遭遇した者が服の期間に応じて与えられる假(休暇
の日数)のことで、自宅にこもつて謹慎すべき期間であった¹³⁾。
江戸時代において「忌」とは、死の穢と哀悼のために、出仕せず

自宅に謹慎すべき期間であつて、門を閉めて家にこもり、魚肉を食せず、髻・月代を剃らない慣習であつた。これは假寧令の定める假が、中世において死穢を忌む期間としての「忌」に転化したもので、このように近世では、服忌令は死者との親疎の度合や位に応じて「服」(神事に関わらない服喪)と「忌」(穢を避けて自宅で謹慎)の日数を定めたものであると考えられている¹⁴⁾。

二 讃岐高松藩における服忌及び服忌令の適用事例

(一) 三代藩主松平頼豊逝去時における服忌等葬送儀礼に関する法令と適用事例

「源懷様御代御令條之内書抜」の享保二十年(一七三五)十月廿七日付け書付には、讃岐高松藩三代藩主松平頼豊逝去時における服忌等葬送儀礼に関する法令と一連の適用実態を垣間見ることが出来る¹⁵⁾。

十月廿七日

入谷次郎左衛門

渡辺 右記

湯殿長左衛門

山崎 藤十郎

中村 弥平太

安富 又次郎

一、大殿(頼豊)様御気色不被為叶御養生、去ル廿日酉中刻御逝去被遊候由、今日御到来在之候間、火之元等入念諸事穩便ニ仕可罷在候、尤諸殺生令禁止津留可申付候、此段支配々江申渡候事。

十月廿八日

- 一、魚棚ハ見世ヲも打セ、魚商売堅停止之事、
- 一、町中見世ハ打セ申間敷候、商売ハ密々可仕候事、
- 一、諸殺生堅停止之事、
- 一、鍛冶屋槌音停止之事、
- 一、檜物屋槌音右同断之事、
- 一、綿打右同断之事、
- 一、普請鳴物高声、惣而遊山ケ間敷義停止之事、
- 一、町中昼夜共自分番木戸番出シ置、折々拍子木打セ可申候、尤昼之内ハ木戸打セ可申事、
- 一、町年寄共昼夜一両度ツ、町内廻可申事、
- 一、他所より参候商売船、炭薪類其外ニ而も、商売不仕不叶物ハ入レ可申候、無益之船等ハ入申間敷候事、
- 一、他所より寺参等ニ参候船ハ、上ケ申間敷指戻シ可申事、
- 一、他所より入込居申候船之分、勝手次第第早々指戻シ可申事、
- 一、男木島・女木島・庵治浦杯より買物ニ参候者、并小豆島・直島より参候者ハ、川口出入聞届可申事、
- 一、他所より使船候而、親類見舞ニ参候者、無用可仕候事、

一、此元より出船之分ハ何船ニ而も出船不為仕津留可申付候、

但、無扱出船之義ハ、聞届之上で船可申付事、

一、同心之者町廻リ之義、昼夜間もなく廻リ、火之元随分入

念、其外騒敷事無之様ニ可仕候、町年寄共江申付候事、

一、与力壱人ツ、組之者小使召連、昼夜町廻リ為致可申事、

一、長左衛門昼ハ町廻リ可致、夜分御用之間見合之上町廻リニ

可罷出候事、

一、町方江入込候旅人、一、商売人 一、親類見舞

一、其日帰之商売人、一、病氣ニ付罷越シ居申候者

一、伊勢御師惣而神社札守持参候者

右之者、指戻シ可申候、尤無扱者ハ夫々宿屋共より役所江断ヲ

申出、聞置之上指置可申候、

一、毎歲霜月上旬より仮番所申付候間、此節之義ニ付一兩日之

内ニ可申付候、尤大工遣ひ等致候義ニ而も無之、筵しとみ

小屋掛前々より仕候事、

(中略)

一、五ヶ処出口之外、出入口所々在之候ニ付、右之事郡奉行江

申合置候事、

一、町々裏借家江通候路次、暮間よりメ切り可申事、但、四ツ

時迄ハ家主聞届、戸明立出入為致可申候、

一、五ヶ処出口番所江御足輕罷出候義、横目中より指出候段申

聞候、

一、御中陰之内、福田町南丁二ヶ所木戸之内一ヶ所不明申付

候、

一、右御同段、西浜野合江出候二ヶ所木戸之内、本門院海道江

出候木戸不明申付候、

一、辺路并六十六部之類町方江入込候義、兼而申付候通弥入念

申付候、

一、夜分籠守下派之者共、夜廻為仕候、但、見合或ハ風立候節

坏、別而申付候、

右之通、縫殿江鵜殿長左衛門申達候処、諸事書付之趣ニ相心得候様、御申被成候由聞置候様ニと、長左衛門書付ヲ以申聞七候

事。

覚

一、浦々家業之殺生并魚鳥商売共、堅無用ニ可仕候、若他所よ

り魚鳥積参候共、堅入津仕七申可間敷候、

一、浦々川口津留申付候、諸船堅出船仕七申間敷候、無扱義ニ

而出船致度候ハ、其段役所江申出指図ヲ請可申候、

一、他所船出入之義、売買之船ニ候ハ、出入致七可申、其外

無益之船ハ、堅入津仕七申間敷候、

右之通、浦々江申渡、所々仮番為仕火之元等入念諸事相慎候様

可申渡候旨、縫殿江申達候処、申出候趣尤之由御申被成候ニ

付、支配方江申渡候間、聞置候様渡辺右記申聞候事、

(中略)

覚

一、郷中万々静ニ相慎百姓共騒敷仕間敷候、尤郷侍ハ高松江参

候共逗留不仕早速罷歸り、所々火之元等入

念可申付候、支配之代官ハ尚以諸事氣ヲ付可被申候、

一、家普請鳴物等迄、急度御停止ニ候、

一、郷中井川之普請共、御停止ニ候、

一、山分獵師并諸殺生停止被仰付候ニ付、郷中入念申渡候、

一、此度御至來ニ付、大政所共一人ツ、御悔ニ罷出郡明ヶ置不申様、可仕候、

一、東西塩屋方手代共、随分諸事静ニ火之元等入念相慎候様、可申付旨申渡候、

一、郷中火之元入念、町々身分番増番之者申付候、尤香川附手代共昼夜火之廻り為仕候、吉川市左衛門義も御用之間見合

昼夜共相廻り候様、申渡候、

一、鍛冶鑄物師木綿打桶師等家職者共、停止申付候、

一、大殿様御尊骸西堀川江御着船、直ニ仏生山盤若台江被為人候間、御道筋之義等龜末無之様ニ可申渡候、

右之通、可申渡哉之由、山崎藤十郎申出候ニ付、其段縫殿殿江申達、右之趣申渡候様ニと、藤十郎江申聞候事。

十月廿九日

一、御城西之御門、只今迄往來致候得共、最早禁門為致候様可申渡候、何れも東御門より出入り可致候。

十一月朔日

一、浦々之者共、身過之殺生廿七日より相止させ候得共、今日より御免被遊候、

鵜殿長左衛門

一、魚鳥之商売 一、家職之殺生 一、桶師 一、鍛冶

一、檜物師 一、綿打

右、同段之事、

山崎藤十郎

一、郷中井川普請、但揺木伐渡之義も不苦候、

一、山分御免之獵師并身過之獵師

一、鑄物師 一、桶師 一、鍛冶 一、綿打

右、同段之事、

右之通、支配所江可申渡旨、今日於御城ニ、杉野治郎右衛門列座ニ而、縫殿殿申渡候事。

十一月三日

代官中

右之支配郡々江罷出火之元入念申付、惣而他所者ハ指置不申、勿論他所江罷越不申様ニ申付候、御中陰之中、随分静ニ罷在候様可申付候、并大政所共支配切郡之内一人ツ、不絶相廻り、村々政所共右之趣申付、罷通り可申候、尤御中陰相廻り候様申付候、

右之通、申渡早々代官中支配所江罷出候様、可申渡旨、山崎藤十郎江今日於御城ニ、武右衛門申渡候事。

山崎 藤十郎

竹井金左衛門

一、此度 御尊骸御着船之節、各御船場江罷出拜被致候義勝手

次第二候間、上下ニ而御出可在之候、且又御供願之義も在之候得共、此段ハ無用之由、年寄中被仰候、尤嫡子之分拜

ニ罷出候義ハ初而之御目見え相濟候分ハ、罷出候義不苦候間、左様御心得同役中江も可被申合候、以上。

十一月十四日

横目中

十一月十五日

一、高林院（頼豊）様御棺御通り筋江不限男女ニ侍分下々迄、

一人も不罷出候様、御心得可在之、此段同役中支配其以下

江も可被申渡候、

右之通、今日列一人呼出、申渡候事。

十二月朔日

一、御家中町郷中共、仕掛り普請今日より御免被成候間、其旨

触知セ可申候、

右之通、於 御城ニ、竹井金左衛門江縫殿殿申渡候事。

十二月十日

渡辺 右記

湯殿長左衛門

右ハ、此度御不幸ニ付、御中陰之内相改被仰付候、御城并

大手塩御番、御城下火之廻り、川口津留、町郷中其外万々

諸メリ等之義明十一日無用仕、諸事前々御留守之通り相心得、支配々江可申渡候、

但、舞樂之義暫ク相慎可申候、煤払之義ハ不苦候間、承合之者在之候ハ、右之趣申聞へき旨、竹井金左衛門江申渡

候。

十二月廿六日

竹井金左衛門

一、楽舞暫相慎候様申渡候得共、追而当月十五日於江府ニ、御

囃子も在之候由申来候ニ付、此元も楽舞不苦候、然共記度

申触候義ニ而ハ無之候、承合候者も在之候ハ、右之趣可申

聞候。

享保二十年十月廿日に江戸藩邸で逝去した松平頼豊の報が、高

松に到着したのは十月廿七日のことであった。早速、火之元等入

念・諸事穏便・諸殺生禁止・津留が命ぜられ、翌廿八日には、町

方に対して魚商売・諸殺生・鍛冶屋槌音・檜物屋槌音・綿打槌音・

普請鳴物高声の停止、遊山の禁止、他所からの出入りの禁止、町

年寄の昼夜見廻り励行、出口番所の監視、町中木戸・路地のメ切

りなど、細かな指示が出されている。同日、浦方に対しても家業

之殺生・魚鳥商売の停止、浦々川口の津留、火之元等入念・諸事相慎が指示され、郷中には静に相慎・家普請鳴物等の停止、川普請の停止、山分獵師及び諸殺生の停止、塩屋方手代の諸事静・火之元等入念・相慎、昼夜火之廻り、鍛冶・鋳物師・木綿打・桶師等の停止、御遺体が西堀川へ着船後に仏生山般若台へ入る道筋の掃除等が命じられている。廿九日には城内に対して、西之御門が禁門となり、東御門から出入りするよう命じている。

十一月朔日には、浦方と郷中に十月廿八日から出されていた諸殺生・川普請停止の御免令が発令され、十二月朔日には御家中・町郷中へ出されていた仕掛り普請が許可になっている。十二月十日には御中陰之内に命じられていた御城下火之廻り・川口津留・町郷中諸り等が十一日から無用になったが、舞楽は暫く相慎むように指示されている。この間、頼豊の御遺体が十一月十四日に高松へ着いて¹⁶、十一月廿一日には仏生山に帰葬されている(『惠公外記』)。

このように、江戸藩邸における藩主の逝去から国元への知らせに始まる、一連の服忌及び葬送儀礼に伴う鳴物停止令・殺生禁断令・魚鳥売買停止令・諸事穏便相慎令等が藩当局から矢継ぎ早に御家中・町郷中・浦方に対して出され、藩主の死による政治社会的混乱の避けるための領内の静謐と、藩主の死に対する哀悼の意や慎みを領内家中・領民に強いて、新藩主への政権のスムーズな移行を画策していることがわかる。

同じように江戸藩邸で元文四年(一七三九)九月十六日に逝去

した四代藩主松平頼桓の場合も同様の御触が出されており、先代頼豊のケースが先例となっていることがわかる。この時参考になるが、御遺体の搬送方法について、次のような御供之面々に対する細々とした内容の道中法令が出されている点である¹⁷。

元文四年九月廿一日

一、此度御尊骸御供之面々、御紋付衣類着用之義無用可仕旨、御供之面々江可申渡候、立帰之分ハ御棺御納被遊候上、早々出船候様可申渡候事。

右之通、今日於御屋形ニ申渡候事。

御尊骸御供、御目見以上之面々

一、此度御供之面々、道中随分慎相勤可申旨、被仰出候段、御申渡候事。

御法令、御右筆木濱仁介ニ読セ候事。

道中法令

一、御棺之御供ハ不及申ニ御跡先江参候面々、高声不仕随分穏便罷通候様ニ、下々ニも堅可申付事。

一、此度御供中諸事情、如何様之義在之候共致堪忍、後日之沙汰ニ可仕事、違背之輩ハ、理非ヲ〇越度可罷成候事。

一、宿々ニ而下々不作法成義無之様ニ可申付候、尤他出為仕申問敷事。

一、諸大名中御通違之節、御棺御よけ被成候間、其節御供中片付罷在、不作法成評無之様ニ下々江も堅可申付事。

一、旅宿ニ而若火事出来候ハ、兼而御棺舁之者共早速欠付申様可被申付候、当番之面々下知ヲ以御退被遊候様可仕候、尤非番之面々も早々欠付可申事。

一、於御旅棺、横目中火之元能々可被申付事。

九月

横目中江相渡候書付

一、御尊骸御出棺之節、御屋敷之内御通筋江、白張ぼんぼり灯シ可申事。

一、右之節、長袴以上其外御目見以上、御通筋江可罷出事。

一、御道中、御鑓立申間敷事。

一、御供中、持鑓立申間敷候、鑓印ハ付可申事。

一、御尊骸、本陣ニ御泊り被遊候事。

一、御本陣ニ御紋無之御幕打セ可申候、御棺被遊御入候ハ、尤表之門メさセ可申事。

一、伏見より大坂迄、町川船ニ被為召候事。

一、道中御供中、宿札高松家中と相認可申事。

一、御道中、御大名衆御通違之節ハ、早々御棺御よけ被成高様可仕候、御先乘江兼而申渡置候、早速御跡江註進在之候様可仕候、尤前夜之御泊り宿ニ而御通御大名衆兼而承合置、御通違無之様可仕事。

一、御本陣ニ、白張ぼんぼり二ツ灯シ可申事。

一、御供中、月額之義無用ニ可仕候事。

一、御本陣ニ、足輕番所仕足輕二人指置可申事。

一、高松江御着船之義夜ニ入御着船被為遊候様ニ、可仕候、然共天氣悪敷候得ハ、刻限ニ而無構御着船被為遊候事。

一、御船ニ而、鑓立申間敷候事。

一、御道中、乗物乗掛ニ而御供可仕面々も野袴停止之事。

一、御棺、大坂ニ而ハ御屋敷江被為入候、相詰候面々御道中御本陣之通可相心得事。

一、御腰物箱、御泊ニ而歩目附請取、御小納戸役江可相渡候、御出棺之節も同断之事。

一、箱根新居御関所御通之節、前方ニ押之者小使出シ、上下共笠ヲ取セ不作法無之様ニ、可仕候事。

一、御関所御証文ハ、横目中御先達而御関所江罷出、御証文相渡可申事。

以上

九月

これによると、御供之面々に対して、道中随分慎んで（穩便・堪忍・不作法無く）相勤めるよう命じ、本陣には白張ぼんぼりを二つ灯したり、大名と通違う際の作法や関所の通過方法、高松へは夜に入ってから着船することなど、実に細かく指示していることがわかる。

(二) 讃岐高松藩における公儀御精進日・御正忌・御命日の周知徹底

讃岐高松藩では、二代藩主頼常の元禄期から將軍家及び藩主家

の忌日を領内に周知して諸殺生停止等を命じること、將軍家及び藩主家の權威を高めるとともに、幕藩制的秩序の確立に努めていることがわかる¹⁸⁾。

元禄四年（一六九二）八月廿九日

一、向後武具・馬具之類被仰付候節、指而御急ニ無之御道具ハ、公儀御精進日并此方様御時精進日ヲ用捨仕申旨、被仰付候段、昨日之便ニ江戸より申来候趣、兼而相心得候様ニと、御勘定奉行・御道具奉行・御鉄砲奉行、并沼田甚兵衛ニ申聞置候事。（傍線筆者）

元禄七年（一六九五）四月

一、昨晩下屋敷江、三宅六郎兵衛、渡辺大膳、同半右衛門、石丸善大夫被召 大殿様被仰出候ハ、天下之御精進日・御正忌・同御命日ニ御家中下々ニ至迄、町人百姓家職ニ仕候獵師等迄、諸殺生弥堅停止可申付由、則御書付出申候事。

（傍線筆者）

覚

一、正月廿日 一、四月十七日 一、五月八日

一、八月十五日

右、諸殺生禁之、

右之通、堅相守候様ニ御家中郷町江も相触可申旨、被仰渡在之候事。

一、右之外、四月八日、七月十五日、十月十日獵師等迄諸殺生無用ニ、六ヶ年以前巳年ニ、申渡在之候候処、此度御意ニ白鳥・金毘羅などの義ハ家職ニ仕候獵師などニ殺生無用と申付候而ハ、扶持米ヲも取らせ不申而ハ成り申間敷、是ハ人々心次第之義ニ被 思召候、天下御精進日ハ、御正忌、月御命日とハ違ひ申たる義之由義仰付候、此以後四月八日、七月十五日、十月十日家職仕候獵師等、殺生之義如何と伺出候ハ、心次第と挨拶仕候様ニと、御船奉行・町奉行・郡奉行江被仰渡在之候事。

五代藩主頼恭は、儒者役の者に命じて、先祖から親類までの忌日を残らず編集させて「追遠録」と名付けるなど、特に先祖への追遠の志が篤かったことで知られる。また、頼恭は藩祖頼重以来の歴代藩主実録や祖訓集、家臣の筋目勤功等や役替次第を編集した「登仕録」「職員選任」、日光御名代・京都御使などの公務に関する記録「日光御名代記」「京都奉仕録」をまとめるなど、藩政改革の一環として藩祖顕彰による支配正当性の確保や家臣団秩序の筋目重視政策を展開し、後世讃岐高松藩中興の英主と言われるようになった。「増補穆公遺事」は、文政三年（一八二〇）二月に高松藩記録所役の滝信彦が、後藤芝山著の「穆公遺事」を増補したものであるが、頼恭の業績について、次のように記されている¹⁹⁾。

或人或書にありて爰に洩る、を附録す、

- 一、御先祖様は不及申、御親類様方御続き遠き御方様迄も御追遠の御志厚く被遊御座、儒者役の者へ被 仰付、御先祖様方より御親類様方迄不残御忌日を相誌見易様に編立被 仰付、出来の上追遠録と御名付御自身御序文被遊、御平生御省覽被成候て御追遠の義とも無残処御勤被遊候、(傍線筆者)

頼恭著述目録

- 一、実録 元祖以来代々実記 二百卷
- 一、登仕録 家中の者筋目勤功等の次第 五十八卷
- 一、職員選任 家中の者役替の次第 二十五卷
- 一、朝参筆記 勤方の義 四冊
- 一、京都奉仕録 代々京都御使相勤候次第
- 一、日光御名代記 代々日光御名代勤の次第 三冊
- 一、追遠録 一門中過去帳 一冊 (傍線筆者)
- 一、詩文集 二卷
- 一、祖訓 代々教訓相集 一冊

七代藩主頼起の時代にも公儀忌日についての御触が出されて、領内に諸殺生禁制の趣旨徹底を図るとともに、当時弛緩しつつあった幕藩制的秩序の引締に努めていることが看取できる。併せて藩主家の祝日等には死罪・拷問が禁じられていたこともわかる。

寛政二年(一七九〇)十一月十七日付書付

- 一、公儀御代々様御日柄等二諸殺生禁制之義、元禄年中以来度々相触候処、年久敷義二付自然心得違之者も可在之候間相改、尚又別紙之通相心得可被申候事。

別紙

毎月十七日 権現様 但、四月八十六日より十七日
 毎月八日
 正月十日 常憲院様
 正月廿四日 台徳院様
 二月廿四日 孝恭院様
 四月八日 白鳥
 四月廿日 大猷院様
 四月晦日 有章院様
 五月八日 巖有院様
 六月十二日 惇信院様
 六月廿日 有徳院様
 七月十五日 盆
 八月十五日 祭礼
 十月十日 金毘羅
 十月十四日 文照院様

右之日、諸殺生堅禁制之事。
 但、八月十五日之外ハ、右之日たり共家職ニ仕候獵師ハ不苦事。

右之通、御家中并町郷中江も相触可申旨、年寄中より申渡、今日横目中より御家中列々江、申渡候事。

十一月日

寛政二年（一七九〇）十一月廿八日付書付

死罪拷問除日、此度相改、

一、正月 死罪ハ壹ヶ月除、拷問ハ十五日過候ハ、不苦事、

一、五節旬

一、毎月朔日 十五日 廿八日

一、殿様御誕生日 六月廿三日

一、若殿様御誕生日

一、御祝日御乗船御帰城、其外臨時御祝事在之節、

一、両殿様御除日、午子辰戌之日、但、死罪ハ用捨、拷問ハ掛

ケ候而も不苦事。

公儀御代々様御忌日、左之通

権現様 四月十七日 (貼紙) 『一家康公』

台徳院様 正月廿四日 (貼紙) 『二秀忠公』

大猷院様 四月廿日 (貼紙) 『三家光公』

厳有院様 五月八日 (貼紙) 『四家綱公』

常憲院様 正月十日 (貼紙) 『五綱吉公』

文照院様 十月十四日 (貼紙) 『六家宣公』

有章院様 四月晦日 (貼紙) 『七家継公』

有徳院様 六月廿日 (貼紙) 『八吉宗公』

惇信院様 六月十二日 (貼紙) 『九家重公』

孝恭院様 二月廿四日 (貼紙) 『十家基公』

浚徳院様 九月八日 (貼紙) 『十一家治公』

右御方々様、御正忌御平月共除事。

英勝院様 八月廿三日 (貼紙) 『英公様御祖母様』

源威院様 七月廿九日 (貼紙) 『頼房公』

龍雲院様 四月十二日 (貼紙) 『頼重公』

南嶺源節様 四月三日 (貼紙) 『頼常公』

高林院様 十月廿日 (貼紙) 『頼豊公』

泰岳院様 九月十六日 (貼紙) 『頼桓公夕ヶ』

白嶽院様 七月十八日 (貼紙) 『頼恭公』

瑞麟院様 三月十日 (貼紙) 『頼真公』

春光院様 九月廿五日 (貼紙) 『源懷様御内室』

清操院様 正月十三日 (貼紙) 『源穆様御内室』

永昌院様 十月十七日 (貼紙) 『源定様御内室』

顕寿院様 四月十日

右御方々様、御忌日毎月除、御正忌月八月之始御忌日迄之内除事、

皓月院様 八月三日 (貼紙) 『二頼重公御内室』

本寿院様 二月廿六日 (貼紙) 『二頼常公御内室』

梅檀院様 六月五日 (貼紙) 『三頼豊公御内室』

源肅院様 九月十一日 (貼紙) 『水戸綱條公 英公様御子様』

源成様 四月七日 (貼紙) 『水戸宗堯公 御子様』
 華徳院様 十一月廿日 (貼紙) 『頼治公 万二郎様』

寂靜院様 五月廿九日
 修善院様 九月廿三日

証発院様 八月四日
 旭寿院様 五月廿六日

瑞峯院様 正月廿二日
 心靜院様 七月廿一日

放光院様 九月廿二日
 松樹院様 二月廿三日

(貼紙) 『源穆様御女 京都高倉様
 江御嫁』

幼闇院様 五月四日

天瑞院様 七月廿日

光全院様 八月十六日

寂性院様 十一月六日

良春院様 二月廿日

鶴江院様 七月十日

深諦院様 十月十三日

右御方々様、御正忌月之御忌日除、御平月ハ不苦候事。

金毘羅金光院には次のような嘉永六丑年(一八五三)八月筆の「高松様并京極様御両家其他国諸候方より万御寄附物留記」が残されており、関係の深い寺社においても高松藩歴代藩主の忌

日が記録されて、代々相應の忌日対応がなされていたことと推測される。

嘉永六丑年(一八五三)八月 取調并筆者宮武三八利政
 高松様御代々御逝去年月左之通

- 一、御初代 頼重源英公 元禄八亥年四月十二日御逝去
- 一、御二代 頼常源節公 宝永元申年四月三日御逝去
- 一、御三代 頼豊源惠公 享保廿卯年十月廿日御逝去
- 一、御四代 頼桓源懐公 元文四未年九月十六日御逝去
- 一、御五代 頼恭源穆公 明和八卯年七月十八日御逝去
- 一、御六代 頼真源定公 安永九子年三月十(五)日御逝去
- 一、御七代 頼起源欽公 寛政四子年七月廿八日御逝去
- 一、御八代 頼儀源襄公 文政十二丑年八月廿五日御逝去
- 一、御九代 頼恕源愨公 天保十三寅年四月六日御逝去
- 一、御当代 頼胤公 天保十三寅年五月御家督

三 高松松平家における葬送儀礼と交際

(一) 高松松平家における葬送儀礼

高松藩初代藩主松平頼重は、元禄八年(一六九五)四月十二日の早朝八つ時に年七十四歳で逝去し、遺体を納めた棺は、十四日夜九つ過ぎに頼常以下が御供をして輿で下屋敷を出発し、徒歩で

仏生山に向かった。当時の葬列の基本は白一色で、藩士の「見物」は禁止され、一般領民も同様であったと考えられる。その際の行列は、生前に頼重自身が定め、堀蔵人・小泉八左衛門の兩人に申し付けていたものであったといわれる。棺の左右には「頼母殿（四男）・玄蕃殿（六男）・帯刀殿（八男）・修理殿（孫）右御四方歩行にて御櫃之左右に御供被成、其外は御隠居附之重役並御近習のみ前後に御供仕候、節公には御歩行にて御跡固被成候」とある⁽²²⁾。

御行列

御先 堀蔵人 御挑燈 後先扨 足輕・足輕・足輕 御挑燈・御挑燈 御歩行八人 御小姓・組頭 御長刀 御挑燈・御挑燈 御位牌 愚退 御挑燈・御挑燈 御棺 頼母・修理・玄蕃・帯刀 御杵 十次郎 小泉八左衛門 御挑燈・御挑燈 御附御医者不残 三村與左衛門・黒田平右衛門 御馬 押之者・押之者 御 又者 何れも歩行にて御供。

行列が十五日朝六つ時前に仏生山に着いた後、頼常がまず焼香して、次に奥様輕久様の代香、連枝方（頼常の兄弟）、次いで大久保不徹（公忠）・大久保主計・谷将監・谷式部・江川総左衛門・三宅小心・大久保主膳・星野宮内左衛門・成田内膳・谷市郎右衛門・堀蔵人・小泉八左衛門・三宅六郎兵衛・間島藤次右衛門・上遠武左衛門らの御付きの重臣・近習らが焼香拝礼した。この前後に法

然寺第六世界誉利覚上人以下末寺四カ寺の僧の読経があつて、棺は般若台中央に東面して納められたという⁽²³⁾。

五代藩主頼恭の時には、明和八年（一七七二）四月十五日に江戸へ向かった後から病状が悪化し、六月に入つて、それまで容体に応じて医師の転業を重ねていたが、評儀の結果、初めて公儀與医師浅井久伯を江戸藩邸に招いて六月八日から転業に始めるなど、病状の回復に努めている。しかし、その後も病状が好転せず、奥様や若殿様との対面も断るなどしたが、その間も懇意な播磨守・細川越中守・美作守・近江守が度々御見舞いに訪れている。七月十七日夜には容体が重くなつた時点で、御家門関係者へ知らせるとともに、高松藩城使の岡島左仲が御用番の老中板倉佐渡守へ届けを出している。そして十八日には、將軍の上使小出信濃守が来て御見舞いの魚干物を下されたが、頼恭は薬石効なくその日の亥の中刻になつて逝去したので、幕府に届けを提出している。狭義の葬式儀礼だけでなく、病気の回復祈願から葬礼までの諸行為・事象を一連の「死」をめぐる葬送儀礼として考えると、この間の様子が次のように「増補穆公遺事」に詳しく記されている⁽²⁴⁾。

一、公の御病氣被為付（候）とは申は五年以前明和四年御筋氣御發、其御御養生被遊御快復には被成御座候得共、御匙医師御奥医師何も申合段々、公へ言上仕御合点にて御保養被遊候、其後は御大酒等被成御座候と御背の御痛御座候疾ひを少し御隠しの意味被相窺候、（中略）当卯（明和八年）

四月十五日如例年高松御出帆被遊候御道中毎迎も御歩行御採葉御乘馬等御座候所、今年は御氣重にて其義一度も無御座候、(その後容体に応じて医師の転葉を重ね、)於爰に御評議の上初て公儀奥医師浅井久伯老御招き同(六月)八日御転葉に相成候、(中略)奥様 若殿様へも御対面御断故日々御出にて御透視にて御窺被成候、良姫様十五日四つ時比御出府後初て御出にて、漸々暮方に鳥渡御対面に相成候と申様なる御氣六か敷被成御座候、御病氣中播磨守様・細越中守様・美作守様後改大学頭亮候・近江守様後改越中守定那候度々為御見廻御出奥へ御通り、千次郎様・音三郎様大学頭様御次男御三男一度御出同断、此外御書院迄御入来の御方には存不申候、(中略)同(七月)十七日夜に入雲亭老被伺御容子至極御指重の由被申、御家門様方へ為御知武田千壽院(長春)殿・森雲亭老・同宗乙老御詰千壽院殿御匙別煎入人參五文目被指上候、同夜御容体御大切に被為及候、同日御容体御指重りの由御老中板倉佐渡守殿へ御届御座候、

一、十八日將軍様御尋の上使小出信濃守殿若年寄衆被相越鱸^{キヌ}残魚干物被下置候、若殿様被為請御礼勤は松雅楽頭様播磨守様御嫡子へ御頼にて為御名代御老中方若年寄衆御廻勤也、

一、同日御容体御指重りに付、御用番御老中板倉佐渡守殿へ左の通御届、我等儀先頃より不快の所氣分指重り快氣の程難

計候、家督の義は嫡子へ兵部大輔へ相譲り候間此段御聞置可被成候、以上

七月十八日

御名

御老中連名殿

右御届書以御手先頭衆佐渡守殿へ御指出し、岡島左仲御城使付添罷出候処御請取に相成候、(中略)御家門様方被成御詰候故御相談有て紀州様へも御相談御座候所、紀州様思召にて御手寄の御老中右近將監様へ御内談の上御三ヶ様御同様の御届に相成候由、小神野與兵衛日記の趣也、

一、同日十八日亥の中刻御逝去被遊候段 公辺へ御届に相成候、

一、御納棺の義御近振 惠公 懐公には諸事仏道の御納り也、奉行部屋に別帳留有之今度は儒道の御納棺にて文公家礼の通被入御念諸事儒臣引請取扱被 仰付、

大名家の藩主あるいは前・元藩主が亡くなったときに、藩が行わなければならないのは、まず卒去の報告を幕府にする義務があった。このとき、卒去の日を決定した上で、届けを提出した必要があった。幕府に提出する卒去日は、將軍家や祖先の精進日などを避けて決定されたからである。次いで葬送の日取りを決めて許可を求め、江戸で亡くなって国元で葬送が行われる場合には、国元までの通行許可が必要とされるなど、卒去から葬送までの間、幕府に対して届出や伺いが毎日のように行われた。さらに国

元で葬送が行われる際には、江戸屋敷から国元までの間に通行する沿道にある大名や旗本に対して通行の旨を通知する必要がある。併せて、老中や若年寄に加え、普段から交際を行っている大名へも卒去の旨と葬送の日時・初七日法事の日時などを通知する必要がある²⁵⁾。頼恭の場合もこのような諸手続きが、担当役の家臣を通じて行われたと思われる。

前近代社会における大名家の葬送儀礼は、儀礼に参加する機会を設けることで、家臣のみならず領民の意識をも統合していく政治的・社会的な機能と役割を持っていた。例えば、病氣平癒の祈祷をはじめ葬送儀礼への参加の方法は、あらゆる場面で家格の序列に基づいたもので、家臣が自家の家格を確認する場となり、藩にとっても社会秩序の再確認を促す場でもあった。また、鳴物停止令等の発令による領民の藩主意識の芽生えや、葬送儀礼への諸宗派の参加によって領内宗教者の統合の場ともなるなど、領内政治秩序を維持・強化するという大きな役割があった。特に高松藩五代藩主松平頼恭のように現藩主が卒去した場合には、その葬送儀礼は藩主不在の下で新藩主が最初に主催する行事であり、いわば代替わり儀礼という重要な意味を持っていた²⁶⁾。

(二) 幕府への伺いと城使(城附・留守居)の役割

①幕府への伺い

高松藩では、領内服忌の取扱いについて、藩主から幕府への伺いが必要なケースと藩の年寄等による詮儀によるケースの二

種類があつて、まずは領内で相談・詮議していただくことが高松藩の法令集によつてわかる²⁷⁾。

延宝五年(一六七七)五月廿三日

一、(前略) 此程ハ、寺社奉行共嘶ニ而御聞被成候、寺内ニ而切害人在之候義、鎮守本尊前ニ而穢ハ敷候、其上放生申事候得ハ、迷惑存候由、御訴訟ニ而ハ無之、寺社奉行共江願之由、尤ニ思候、併おそく心付候、何方ニも在之事ニ候得共、不詮義成ル事ニ候、江戸江伺候事ニも無之、年寄共江寺社奉行致相談、願之通可申付候、若伺無之御咎メも候ハ、大殿様被仰分ニ可被成候、年寄并番頭共之内、忝人ニも存寄在之候得ハ、又々相談可仕、出家中江相談之上、存寄も無之候ハ、可申付由之事。(傍線筆者)

一、寺内江土葬沐浴在之事、是ハ寺社奉行江申出事ニ而無之、諸出家一同ニ相談之上、旦那中と相对可仕事ニ思候、惣而人之親妻子ともニ、出家之手ニかける事ニ而無之、何方ニも荒地ヲ見立、四五十間四方無所場ニ仕義と、寺社奉行共江願出申事、諸宗共ニ葬忙いたし可然候、惣而城下之寺内、国主より用地之節ハ、替地ヲも申付候ものニ候得ハ、施主之為ニ候、其上町中ニ土葬等之事、可在遠慮事之様ニ思召候段、御嘶在之候事。

一、右之切害人事、年寄共江相談相究可申付、明日ニも不慮

成義在之候、如何敷候間、早ク埒明申様ニと御意ニ候哉、主米殿江内匠十大夫、宮内左衛門、八郎左衛門、権右衛門、助左衛門、平左衛門參候而、右之段々申達、何れも存寄も無之、西御屋敷江助左衛門、平左衛門兩人共參上、以書付ヲ申上候趣、出家中願之通、寺内ニ而切害人之義ニ付、今朝、御意被遊候通、年寄共江為申義聞候、何れも出家中願尤もニ奉存候、江戸江伺申義ニ而も無御座候間、出家中江為申間候様ニと申候事。(傍線筆者)

寛政十一年(一七九九)十一月八日には、高松藩八代藩主松平頼儀が松平田宮に対して、「弟を致儀絶候処、其兄右之弟之娘ヲ兼而養女ニ致引取候得共、義絶ニ付弟方より娘を差戻候様申間候、然処養方ニ而者其儘差置度并娘も戻候儀不得心ニ付」という内容の問合せを行っていることが、幕府への伺いと回答を目付所で編纂した『諸心得問合挨拶留』(文政四、五年頃成立)に掲載されている²⁸⁾。

②讃岐高松藩の御城使(御城附・留守居)の役割

明和八年(一七七二)七月十八日に高松藩五代藩主松平頼恭の容体が悪化したとき、その旨と家督相続の件を併せて、御城使役の岡島左仲が御用番老中板倉佐渡守に届書を提出している²⁹⁾。このことから、高松藩では、服忌関係や家督相続等の重要な政務案件に関して、幕閣との連絡や交渉に当たる御城使

という役割を設けていたことがわかる。

御城使は、藩独自の役職で、藩を代表して幕府との連絡・交渉のため頻繁に江戸城に出入りして、幕府と藩との掛橋的役割を演じる外交官的性格を有していた。設置の背景には、当時の幕府法と藩法との重層的・二元的支配という時代的構造的な問題があり、良好な幕藩関係と円滑な藩運営のためには幕府と藩との連絡調整役が必要不可欠なものであった。藩によっては、高松藩の御城使のほか、御城附・間番・間役・公儀使・公儀人・御城役などと呼ぶ藩もあった。設置は幕府の強制ではなく、大名の自発的意思に基づいて設けられたので、設置時期や呼称も一定しなかったのである。

高松藩では宝永二年(一七〇五)の『統武鑑』(橋本博編『改訂増補大武鑑』上巻)に「御城使 戸田甚五右衛門・彦坂小四郎・伊藤庄左衛門」がみえ、二代藩主松平頼常の時代には既に設けられていたことがわかる。幕府との関係と藩政の確立を重視していた結果と理解できる。御城使の職務は、將軍に対する「公辺動向」調査(对幕府関係)と、他大名家との「交際・動向」調査(对他藩関係)の二つであったが、特に「公辺動向」調査は極めて広範・多岐にわたっており、『官中秘策』目録卷二三には「普請之範圍を付候事。忌中断之事。一位様御逝去之節之事」、卷二四には「御一門卒去之事。御老中卒去之事。御法事御香奠献上之事。御法事相済候節之事。御法事中献上物之事」が掲げられるなど、將軍家・幕閣に関する服忌関連事項が

重視されていたことがわかる。また、高松藩における御城使の格式については、「独礼以上」から選任され、町奉行より上位に位置づけられていた^⑩。『宝暦十辰年十一月吉日分限帳』（鴨居家文書）には、御城使について次のように記されている。

御城使

一、高 三百石 大久保主馬

御城頭

一、高 貳百石 栗生惣左衛門

一、高 百五十石 岡嶋佐仲

一、高 貳百石 三上清左衛門

城使制度の導入・設置によって、高松藩では幕府服忌令などの幕府法がこれまで以上に確実に伝達されるようになり、幕府の政策意思を的確に把握して藩法との整合性を図りつつ、実質的な領内統治を進めていく法体系と藩政組織体制が整ったといえる。

表1 讃岐高松藩の御城使・御城附等一覧

年 代	藩 主 名	御城使・御城付氏名	出 典 史 料 等
宝永2年 (1705)	②松平讃岐守頼保 (頼常)	御城使 戸田甚五右衛門・彦坂小四郎・伊藤庄左衛門	『一統武鑑』（橋本博編『改訂増補大武鑑』上巻）
宝永7年 (1710)	②松平讃岐守頼保 (頼常)	御城附 戸田甚五右衛門・彦坂小四郎・鈴木四郎左衛門	『一統武鑑』（橋本博編『改訂増補大武鑑』上巻）
正徳3年 (1713)	③松平讃岐守頼豊	御城使 戸田甚五右衛門・彦坂小四郎・伊藤四郎左衛門	『賞延武鑑』（橋本博編『改訂増補大武鑑』上巻）
享保17年 (1732)	③松平讃岐守頼豊	御城使 大石三平・栗生惣左衛門	橋本博編『改訂増補大武鑑』上巻
享保21年 (1736)	④松平讃岐守頼桓	留守居 大石三平・栗生惣左衛門	服藤弘司『大名留守居の研究』
元文6年 (1741)	⑤松平讃岐守頼恭	御城使 中村丹下・滝川八郎太夫・菊地左膳	橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻
延享4年 (1747)	⑤松平讃岐守頼恭	御城使 菊地左膳・彦坂小四郎	橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻
宝暦5年 (1755)	⑤松平讃岐守頼恭	御城使 栗生宗左衛門・高見清兵衛	橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻
宝暦10年 (1760)	⑤松平讃岐守頼恭	御城使 大久保主馬 御城頭 栗生惣左衛門・岡嶋佐仲・三上清左衛門	『宝暦十辰年十一月吉日分限帳』（鴨居家文書）
宝暦13年 (1763)	⑤松平讃岐守頼恭	御城使 栗生宗左衛門・岡嶋佐仲・三上清左衛門 留守居 菊地左膳・高見清兵衛	橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻 服藤弘司『大名留守居の研究』

明和9年 (1772)	⑥松平讃岐守頼眞	留守居	岡島左仲・三上清左衛門・山口伴右衛門	服藤弘司『大名留守居の研究』
安永2年 (1773)	⑥松平讃岐守頼眞	御城使	三木武太夫・堀藏人・岩島主膳・辻外記	橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻
天明6年 (1786)	⑦松平讃岐守頼起	留守居	秋山彦五郎・岡島左仲・栗生宗左衛門	服藤弘司『大名留守居の研究』
天明7年 (1787)	⑦松平讃岐守頼起	御城附 格	岡嶋佐仲・栗生八郎左衛門・山口隼人 北原彦大夫	『天明七未年十一月廿七日讃岐高松藩分限帳』(西尾家文書)
文化元年 (1804)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	山口隼人・佐伯内匠・長谷川多門	石井良助編『編年江戸武鑑』「文化武鑑1」大名編、文化元年～文化四年
文化2年 (1805)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	山口隼人・佐伯内匠・長谷川多門	石井良助編『編年江戸武鑑』「文化武鑑1」大名編、文化元年～文化四年
文化3年 (1806)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	山口隼人・佐伯内匠・長谷川多門	石井良助編『編年江戸武鑑』「文化武鑑1」大名編、文化元年～文化四年
文化4年 (1807)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	佐伯新右衛門・長谷川多門・内海左膳	石井良助編『編年江戸武鑑』「文化武鑑1」大名編、文化元年～文化四年
文化5年 (1808)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	佐伯新右衛門・長谷川多門・内海左膳	石井良助編『編年江戸武鑑』「文化武鑑3」大名編、文化五年～文化八年
文化6年 (1809)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	佐伯新右衛門・長谷川多門・内海左膳	石井良助編『編年江戸武鑑』「文化武鑑3」大名編、文化五年～文化八年
文化8年 (1811)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	佐伯新右衛門・長谷川多門・高見清兵衛	石井良助編『編年江戸武鑑』「文化武鑑3」大名編、文化五年～文化八年
文化9年 (1812)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	佐伯新右衛門・長谷川多門・高見清兵衛	石井良助編『編年江戸武鑑』「文化武鑑5」大名編、文化九年～文化十二年
文化10年 (1813)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	佐伯新右衛門・長谷川多門・高見清兵衛	石井良助編『編年江戸武鑑』「文化武鑑5」大名編、文化九年～文化十二年
文化11年 (1814)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	佐伯新右衛門・長谷川多門・高見清兵衛	石井良助編『編年江戸武鑑』「文化武鑑5」大名編、文化九年～文化十二年
文化12年 (1815)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	長谷川多門・矢部次兵衛・山本瀬左衛門	石井良助編『編年江戸武鑑』「文化武鑑5」大名編、文化九年～文化十二年
文政元年 (1816)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	長谷川多門・古郡六左衛門・木浜甚助	石井良助編『編年江戸武鑑』「文政武鑑1」大名編、文政元年～文政四年
文政2年 (1817)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	古郡六左衛門・木浜甚助・伊藤義太夫	石井良助編『編年江戸武鑑』「文政武鑑1」大名編、文政元年～文政四年
文政3年 (1818)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	古郡六左衛門・木浜甚助・伊藤茂太夫	石井良助編『編年江戸武鑑』「文政武鑑1」大名編、文政元年～文政四年
文政4年 (1819)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	古郡六左衛門・木浜甚助・伊藤義太夫	石井良助編『編年江戸武鑑』「文政武鑑1」大名編、文政元年～文政四年
文政5年 (1820)	⑧松平讃岐守頼儀	御城使	木浜甚助・伊藤義太夫・嶋村孫之丞	石井良助編『編年江戸武鑑』「文政武鑑3」大名編、文政五年～文政八年
文政6年 (1821)	⑨松平讃岐守頼恕	御城使	木浜甚助・伊藤義太夫・嶋村孫之丞	石井良助編『編年江戸武鑑』「文政武鑑3」大名編、文政五年～文政八年
文政7年 (1822)	⑨松平讃岐守頼恕	御城使	木浜甚助・伊藤義太夫・嶋村孫之丞	石井良助編『編年江戸武鑑』「文政武鑑3」大名編、文政五年～文政八年
文政8年 (1823)	⑨松平讃岐守頼恕	御城使	伊藤義太夫・秋山平内・伊藤莊左衛門	石井良助編『編年江戸武鑑』「文政武鑑3」大名編、文政五年～文政八年
文政9年 (1824)	⑨松平讃岐守頼恕	御城使	秋山平内・伊藤莊左衛門・宇野織人	石井良助編『編年江戸武鑑』「文政武鑑5」大名編、文政九年～文政十二年
文政10年 (1825)	⑨松平讃岐守頼恕	御城使	秋山平内・伊藤莊左衛門・宇野織人	石井良助編『編年江戸武鑑』「文政武鑑5」大名編、文政九年～文政十二年

文政11年 (1826)	⑨松平讃岐守頼恕	御城使	秋山平内・伊藤莊左衛門・宇野織人	石井良助編『編年江戸武鑑』「文政武鑑5」大名編、文政九年～文政十二年
文政12年 (1827)	⑨松平讃岐守頼恕	御城使	秋山平内・伊藤莊左衛門・吉田善兵衛	石井良助編『編年江戸武鑑』「文政武鑑5」大名編、文政九年～文政十二年
天保14年 (1743)	⑩松平讃岐守頼胤	御附	佐久間岩之進・山崎半	橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻
弘化4年 (1847)	⑩松平讃岐守頼胤	御城使	古郡孫藏・北原一郎兵衛・木濱善左衛門	橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻
嘉永3年 (1846)	⑩松平讃岐守頼胤	留守居	古郡孫藏・北原一郎兵衛・木濱善左衛門	服藤弘司『大名留守居の研究』
嘉永4年 (1847)	⑩松平讃岐守頼胤	御城使	古郡孫藏・北原一郎兵衛・木濱善左衛門	橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻
安政元年 (1850)	⑩松平讃岐守頼胤	御城使	佐伯新右衛門・野萱七之丞・加藤平藏	橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻
安政6年 (1860)	⑩松平讃岐守頼胤	留守居	野萱七之丞・北条但見・渡邊要助	服藤弘司『大名留守居の研究』
萬延元年 (1860)	⑩松平讃岐守頼胤	御城使	野萱七之丞・北原彦大夫・渡邊要助	橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻
文久元年 (1861)	⑩松平讃岐守頼胤	御城使	野萱七之丞・北原彦大夫・渡邊要助	橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻
文久3年 (1863)	⑩松平讃岐守頼胤	御城附	渡邊要助・兎玉三郎兵衛	『文久三癸亥年四月上旬新規出来高松藩分限帳』
慶應2年 (1866)	⑪松平讃岐守頼聰	御城附	野萱七之丞・北原彦大夫・兎玉三郎兵衛	『慶應二寅年正月高松藩分限帳』 橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻
慶應4年 (1868)	⑪松平讃岐守頼聰	御城使	野萱七之丞・北原彦大夫・渡邊要助	橋本博編『改訂増補大武鑑』下巻
明治2年 (1869)	⑪松平讃岐守頼聰	御留守居	野萱七之丞・兎玉三郎兵衛	『萬世武鑑』橋本博編『改訂増補大武鑑』下巻

* 御城使・御城附は、参府献上等の際に将軍家から時服を拝領する役割を担い、江戸藩邸まで運んだとされ、一般に大名留守居と呼ばれた。②～⑪は高松藩の歴代藩主の代数を表す。

(三) 高松平家の両敬・知音関係

①大名家における「公務」と「交際」の意味

大名は將軍への忠誠義務があり、常にこれを最優先にして「公辺動向」に注意を払うとともに、幕府の儀礼・儀式に参列する際には間違いないよう細心の配慮を怠らないようにしなければならなかった。ところが、享保六年（一七二一）二月八日に將軍が紅葉山御成を行った際には、不時の御成であったために、高松藩ではこれを知らず、三代藩主の松平讃岐守頼豊が帰還後の御機嫌伺の挨拶を欠いたという事件があった。この原因は、明らかに城使が事前の「公辺動向」調査と適切な措置を誤ったことにある。しかし、この事件は御家門の高松藩のことでもあり、それほど重大事件とはならず、収束されたようだ³¹⁾。

このように將軍家に関する「公辺動向」調査と適切な対応のあり方については、常日頃の幕閣のみならず他大名家との交際が必要とされ、重要な役割を担っていた。この「公務」と「交際」という二つの仕事は、大名にとって必須の要件であった。このため、高松藩では、水戸家など御三家や加賀前田家・阿波蜂須賀家、京都の滋野井中納言や正親町大納言などと両敬関係を結んで、相手の家の両敬関係や家族書・続書・精進日・役人などを「両敬帳」に記載し、服忌などの際の参考にしていただとされる。

当時の大名家にとって、この「公務」と「交際」とは一对の

ものと理解され、内外の「交際」も「公務」の一部と考えられていた節がある。高松藩の八代藩主松平頼儀は、文化年間から病気がちになったために、幕府に対して「公務及交際」の勤めを辞していることからわかる³²⁾。

・本年（文化三年）三月以後、（襄）公疾有りて、時ニ公務ヲ辞シ、内外交際ヲ謝ス。

・（文化）五年八月以後、公疾有りテ、時ニ公務及内外交際ヲ辞ス。

・（文化）六年己巳正月ヨリ五月ニ至リ、公疾有りテ、時ニ公務及交際ヲ辞ス。

・（文化）七年九月以後、公疾有りテ、時ニ公務及交際ヲ辞ス。

・（文化）八年正月ヨリ七月ニ至リ、公疾有りテ、時ニ公務及交際ヲ辞ス。

・（文化）九年五月ヨリ十一月ニ至リ、公復疾有りテ、時ニ公務及交際ヲ辞ス。

・（文化）十一年五月ニ東觀後、疾有りテ、時ニ公務及交際ヲ辞ス。

・（文化）十三年公疾有リテ公務及交際ヲ辞ス。

・本年（文政元年）公疾有リテ、時ニ公務及交際ヲ辞ス。

・本年（文政二年）公疾有リテ、時ニ公務及交際ヲ辞ス。

・（文政）三年十二月、公疾有リテ、帰藩能ハス、請ヒテ江戸ニ滞在ス、時ニ公務及交際ヲ辞ス。

②高松松平家の両敬・知音関係

初代高松藩主松平頼重の時代には、水戸家や御三家、京都の滋野井中納言など限られた関係者との交際が頻繁に行われていたことが『英公実録』によってわかる。

○水戸家及び御三家との交友（『英公実録』）

寛永二十年（一六四三）十月九日、水戸世子来ル、供膳。十日、使ヲ遣シ尾張公千代姫君ニ贈遺ス、鯛各二候。廿日、水戸世子来ル。廿一日、芝邸ニ移徒ス。尾紀水三公及三世子紀伊夫人水戸二公子各使ヲシテ来テ移徒ヲ賀シ、贈遺有リ。廿二日、尾紀水三公及水戸世子二公子館ニ往テ贈遺ヲ謝ス。

寛永二十一年（一六四四）正月六日、紀伊公及世子尾張世子邸ニ至リ、太刀・折紙ヲ贈ル。遂ニ養球院邸ニ至リ、銀三枚ヲ贈ル。七日、若菜式有リ。尾紀両世子及水戸両公子各来テ新歳ヲ賀ス、太刀・折紙ヲ贈ル。三献式有リ。八日、老中若年寄及久世大和守邸ニ至リ、新歳ヲ賀ス、太刀・折紙ヲ贈ル。十日、水戸公及世子来リテ新歳ヲ賀ス。太刀・折紙ヲ贈ル。三献式及饗有リ。

○滋野井中納言との交友（『英公実録』）

寛永二十年（一六四三）三月十四日、滋野井中納言及慈濟院

京ヨリ来ル。十五日、茶会ヲ以テ滋野井慈濟院ヲ饗ス。十六日、滋野井慈濟院ト船ヲ浮ヘ饗有リ。十七日、滋野井慈濟院登城シ饗ヲ謝ス。二客将ニ京ニ帰ラントス、公旅館ニ至リ之ヲ送ル。十八日、滋野井慈濟院登城シ告辞ス、午時高松ヲ発ス。

寛永二十年（一六四三）五月十三日、（参勤交代の途中）伏見ニ留ル。滋野井中納言及侍従興正寺門跡慈濟院来ル、吸物ヲ供ス、献酬有リ。

五代藩主松平頼恭の時代になると、御家門家はもちろん、加賀の前田家や肥後の細川家、阿波の蜂須賀家など縁戚関係にある大名家と一入懇意な交友関係を結んで交際の幅を広げていることがわかる。加賀前田家の「賓客応接記事」（文化・文政頃、金沢市立図書館蔵）の「御両敬之御方並被御口上之御方附御名順」には、「△此方御惣容御両敬之御方」として「高松侯 讃岐守様 御惣容（中略）△御縁者 松平讃岐守様」とあり、加賀前田家とは御惣容・御両敬の間柄であったことがわかる³³。

一、御家門様方は勿論加賀守初御縁者の御方々多き中にて、細川越中守様・酒井雅楽守様・松平右近将監様は一入御懇に御出会、松平播磨守様実御舎弟・松平美作守様大学

頭様御嫡実甥・松平近江守様越中守様御嫡実御姪・堀丹波守殿御実方御続在之候、此御方々は昼夜御立入御慕ひ被成候、其外御同席方は猶以少つ、御続在之軽き御衆に至迄御無御如在御参会不絶候間、次第に弘く相成先様悉事に被存別て奉敬御睦敷被成御座（候）、且御都合御返礼等聊御懈怠無御座候³⁴。

阿波蜂須賀家との関係については、徳島藩主蜂須賀家の親戚・姻戚等を列記した「御一門様御統書」（国文学研究資料館蔵）の高松松平家の項目に、七代宗英の養子に松平頼熙の二男宗鎮（四代高松藩主頼桓の弟）が入ったことがきっかけとなつて、両家が両敬となつた仔細が記されている³⁵。

讃州高松十二万石 御両敬 松平讃岐守様

讃岐守頼桓様舎弟、実御厄介松平志摩頼熙様御二男憲徳院様（宗鎮）、御七代威峻院様（宗英）御養子被為成候。以後御両敬被仰合、且又憲徳院様御実弟、頼熙様御三男興雲院様（至英）、御八代憲徳院様御養子被為成候。

志摩殿

右者、松平阿波守様御養子被為成候二付、向後志摩様と唱可申候、并阿波守様御家内様共、向後此方様御家内様御取遣、両敬仕候様被 仰出候。

宝曆四年（一七五四）四月十二日

右之通、横目役雨宮半右衛門方被申聴候事³⁶。

頼恭は、宝曆拾年（一七六〇）に正親町大納言家とも両敬關係を結んでいる。

正親町大納言様御家内様、向後両敬二可仕旨、被 仰出候。

右之通、被 仰出候間、支配江口可申渡旨、御目附中より被申聞候二付、夫々江申達ス。

宝曆拾年（一七六〇）三月四日³⁷

頼恭の大名交際に対する考え方の根底には、自らが水戸藩の分家から高松松平家に入り、五代藩主としてその脆弱な存立基盤と領内支配力を強化するためには、あくまでも公儀を重視して「公務」に精励することであると認識していた。そのためにも関係諸大名家との幅広い「交際」を通じて、的確な情報を収集して「公務」に関する詳細な「朝参筆記」「御先立式」という二種類の記録をまとめるなどして、他大名家の模範となるような幕府「公務」優先の姿勢を示したのである³⁸。

四 家中統制法の中の服忌規制

高松藩の家中統制法は、寛永十六年（一六三九）の諸法度に始まり、慶安四年（一六五一）には御條目が、承応元年（一六五二）には御法令が発せられて御法令と御條目が並立する時代を迎えた。その後、ともに数回の改正を経て、元禄九年（一六九六）十二月十五日に制定された家中統制法が基本法として、以後尊重されるようになる³⁹。五代藩主松平頼恭の宝暦十二年（一七六二）九月条には「元禄年中の御法令を、後世の正本とするものなり」（『増補高松藩記』（巻三、穆公上）と書き記されている。

元禄九年の御法令項目は家中すべての者を対象とした行動規範を定めたものであるが、その中の一項目として「一、葬礼年忌等之仏事等、軽可被致執行事」という葬礼関係の項目が挙げられている。この項目は、初代藩主頼重時代の寛永十六年の諸法度段階にはなく、寛文八年（一六六八）四月十六日の條々になって初めて「一、葬礼之義、年忌之仏事等、成程軽可被致執行事」として取り上げられた項目である。

條々

一、葬礼之義、年忌之仏事等、成程軽可被致執行事。
右之條々、粗先年より雖為御法度、今度 公儀就儉約之御書付、重而改被仰出候、若違犯之輩於在之ハ、其品委細記度記

置、可指上之旨、横目大江被仰付候間、弥堅可被相守者也。

寛文八年四月十六日

稲田 主 米

久米六郎左衛門

星野宮内左衛門

谷 平 右衛門

大久保 主 計

彦坂 織 部⁴⁰

その後、二代藩主頼常時代の延宝二年（一六七四）五月廿九日の法令では「一、葬礼之式、可随其分限ニ、且不可奢之事」、天和三年（一六八三）五月四日の條々では「一、葬礼年忌之仏事等、軽可被致執行候事」と常置の項目となっていく様子を窺うことができる。服忌令の定着とともに、徐々に葬儀の華美化が進行したため、分限・格式に応じた葬儀となるよう戒めていることがわかる。

法令

一、葬礼之式、可随其分限ニ、且不可奢之事。
一、病人養生之暇ハ、医師并親類等病症聞届可申上、留守中ハ可同年寄中ニ、長病之輩ハ番頭組頭横目江病症直ニ可申述、若気むら成ル者在之ハ、親類縁者ハ勿論、知音之者たりといふとも、不穩置番頭横目江可相断、令遅引可為越度事、附リ、於病人ニハ番頭組頭横目常々可加僉義、若虚病

之輩於在之ニハ、本人ハ不及申ニ、右面々可為越度事。

一、普請之刻、大奉行小奉行可随指図ニ、若相背ハ可為越度事。

右之條々、為先年準式守、可相守者也。

延宝二甲寅年五月廿七日^④

條々

一、葬礼年忌之仏事等、輕ク可被致執行候事。

右之條々、前々より雖御定候ト、此度相改可申旨、被仰出候間、其段堅可被相守者也。

(天和三年) 亥五月四日^④

そして、元禄九年(一六九六)十二月十五日には、後の家中統制法の基本法となる條々の中にも、切支丹宗門改の徹底などとともに、服忌規制条項が掲げられることに至ったのである。のち延享三年(一七四六)八月三日と安永六年(一七七七)十月廿二日にも、繰り返し同様の内容について申し渡していることがわかる。

條々

一、親ニ不孝之者ニハ、跡職被下間敷候、親隠居之以後、不孝并不行跡之輩ハ、御詮義之上、其身之知行可被召上事。

一、切支丹宗門御改之義、弥堅可相守、兼而御定之通、御家中

并町中郷中ニ至迄、夫々之役人、尚以念入可相改、若不審成ル者於在之ハ、急度可遂穿鑿事。

一、葬礼年忌等之仏事等、輕可被致執行事。

右之條数、前々より雖為御定、此度相改急度可申付旨、被仰出候間、弥堅可被相守者也。

元禄九子年十二月十五日^④

延享三年八月三日

一、騎馬役 一、郷侍 一、浪人者 一、大政所

一、大老年寄中之騎馬役 一、名字付医師

右、夫々江着類、家宅普請祝義不祝義婚禮取遣土産之類、御法度御触在之候得共、略之也^④。

安永六年十月廿二日

但、延享三年八月ニ申渡候書付之写 左之通

一、葬礼之節、其外仏事など、分限ニ過候執行ひ不可在之候事^④。

第二節 讃岐高松藩の服忌と服忌令の構造

一 幕府服忌令と高松藩服忌令との関係

(一) 高松藩の服忌令

高松藩領内では、大水主神社の「大水主社御服忌令之事」三七

ケ条などに代表されるような神社服忌令は存在していたが、その他の家中や町・郷中に対する服忌制度は、まだ藩政初期の段階では整っていなかったと考えられる。

最初の服忌規制は、先述のとおり寛文七年（一六六七）十一月三日付の書付で、家中に対する服忌の取扱いについての触れが出された時に始まる。この書付で注意すべき点は、「江戸より堀蔵人奉りニ而、御家中江相触候得と、横目水野七郎左衛門江申渡候」とあり、この触れが江戸藩邸からの指示によるものであったということである。具体的な事案が高松藩城下で発生したため、その取扱い方を幕府関係者に尋ねたものなのか、または江戸藩邸が幕府や他大学の動向を踏まえて、藩主の意向で事前に家中に対する藩の服忌制度を整えようと思図したものなのか、どちらかはわからないが、いずれにしても高松藩としては、家臣団秩序の形成と安定した領内統治には服忌に関する何らかのルールづくりが必要であると認識していたに違いない。

このような内外の気運のなかで、幕府は貞享元年（一六八四）に服忌令を制定し、これを「自今天下一統二用」うべきものとして全国に公布した。これは諸藩にとって重要な意味を持っていた。寛永十二年（一六三五）の「武家諸法度」には「一、万事如江戸之法度、於国々所々可遵行之事」という規定があり、高松藩としても御家門という政治的立場もあり、無視できない幕府法であった。幕府服忌令は、その後元禄六年（一六九三）など幾度かの改正を経て、元文元年（一七三六）には完成令が出来上がった。

高松藩では、元文五年（一七四〇）五月廿五日条に、服忌に関する「定式」に従うよう申し渡す触れが出されていることから、この時期には遅くとも服忌に関する基本的な服忌令が定められていたものと考えられる。すなわち、寛文七年から元文五年の間に、幕府の服忌令制定や他大名家の動向を踏まえて、藩の服忌令が定められたものと推測され、特に貞享元年（一六八四）の服忌令公布は、高松藩としても服忌制度の導入や服忌令制定の重要な契機となったに違いない。しかし、高松藩では独自に服忌令を制定したのではなく、おそらく御家門という血筋と政治的立場から、むしろ幕府の服忌令を積極的に取り入れて、これを藩の実情に合わせて適用していったものと考えられる。

（二）幕府の服忌令

高松藩が幕府の服忌令を取り入れるきっかけとなったと推測される貞享元年（一六八四）二月三〇日制定の最初の幕府服忌令は、まず御三家と甲府家に、翌三月には天下一統の御法度として全国の大名と交代寄合に伝達されたとされる。この貞享元年服忌令は、本文の「忌服制」二七ヶ条と「穢之事」五ヶ条からなり、親族関係についての幕府の基本法として、一定の範囲の親族が相互に喪に服すべきことを定めて、それぞれの親族について、尊卑や親疎に応じて喪の日数に差等を設けることによって、親族間の秩序を明確にすることを目的の一つとしたものであった。その後、同三年には本文、「穢之事」のあとに十三ヶ条の「追加」が付け

加えられ、元禄六年（一六九二）には本文二五ヶ条、「穢之事」六ヶ条、「追加」十九ヶ条となり、元文元年（一七三六）には本文二五ヶ条、「穢之事」六ヶ条、「追加」二三ヶ条からなる定式的な服忌令が完成したのである⁴⁶。元文元年服忌令の概要は次のようなものであった⁴⁷。

服忌令

- 一、父母 忌五十日 服一三月 閏月をかそへす
- 一、養父母 忌三十日 服百五十日
- 一、嫡母 忌十日 服三十日
- 一、継父母 忌十日 服三十日
- 一、離別之母 忌五十日 服一三月 閏月をかそへす
- 一、夫 忌三十日 服一三月 閏月をかそへす
- 一、妻 忌二十日 服九十日
- 一、嫡子 忌二十日 服九十日
- 一、末子 忌十日 服三十日
- 一、養子 忌十日 服三十日
- 一、夫之父母 忌三十日 服百五十日
- 一、祖父母 忌三十日 服百五十日
- 母方 忌廿日 服九十日
- 一、曾祖父母 忌二十日 服九十日
- 母方ニハ服忌無之、但遠慮一日
- 一、高祖父母 忌十日 服三十日

- 母方ニハ服忌無之、但遠慮一日
- 一、伯叔父姑 忌二十日 服九十日
- 母方 忌十日 服三十日
- 一、兄弟姉妹 忌二十日 服九十日
- 別腹たりといふとも、服忌ニ無差別
- 一、異父兄弟姉妹 忌十日 服三十日
- 一、嫡孫 忌十日 服三十日
- 一、末孫 忌三日 服七日
- 一、曾孫玄孫 忌三日 服七日
- 娘方ニハ曾孫玄孫共ニ服忌無之
- 一、従父兄弟姉妹 忌三日 服七日
- 一、甥姪 忌三日 服七日
- 一、七歳未滿之子兒ハ無服忌
- 父母ハ三日遠慮、其外之親類ハ同姓ニても、異姓ニても一日遠慮
- 但八歳より定式之服忌可受之
- 一、聞忌之事
- 遠国において死去、年月を経て告来るといふとも、父母ハ聞付る日より忌五十日・服一三月、外之親類ハ聞付る日より服忌残る日数可受之、忌之日数過て告来は、一日遠慮、服明候共同前
- 一、重る服忌之事
- 父之服忌いまた不明内、母之服忌有之ハ、母之死去之日

より五十日十三月之服忌可受之、重き服忌之内、軽き服忌有て日数終ハ、追て不及受服忌、日数あまらハ、残る服忌之日数可受之

幕府は、この服忌令を發布するに当たって「一、所々え相渡候服忌令数通之儀ニ付、若書違等有之候ては如何ニ候間、板行申付候、大目付、御目付より可相渡候間、承合可被請取候」と指示し、大目付・目付を通じて板行「服忌令」を受領すべきことと、平常から服忌に関して不明な点があれば大目付・目付に伺っておき、その場になって「差掛り尋候儀」ということがないよう命じている⁽⁴⁸⁾。

幕府服忌令は、本文の親族「忌服制」、次いで「穢之事」、そして「追加」の三部から構成されており、その特徴は、「家」制度の重視と本家・筋目の尊重等家族親族秩序の維持強化という点にあった。服忌令の制定は、親族の範囲を確定しするとともに、その内部での親族の序列を明らかにすることで、儒教的親族秩序・家族倫理を家中及び領民に啓蒙する役割をも果たしたのである⁽⁴⁹⁾。

(三) 公儀御法度と国法・諸事御触

高松藩では次の定書によって、幕府法と領主法、その他の御触を分けて理解していたことがわかる。藩内には、三段階の法体系が存在して、それぞれの法の趣旨と内容によって適用される対象

者や地域が決まっていたものと考えられる。

定書之事

一、公儀御法度并御国法諸事御触之趣、端々迄行届候様可仕事。

右之通、文化三辰年（一八〇六）三月被 仰出相成申候二付⁽⁵⁰⁾

江戸時代、幕府は「御公儀」「大公儀」、藩主は「御当家」「御家」と呼ばれ、幕府法は「法令」「法度」「掟」「定」等と呼ばれ、簡条書であることから「条目」「条々」ともいわれた。その多くが御制禁の内容であったため、「公儀御法度」は同時に禁止規範を意味した。一方、藩法は、大藩では「国法」、普通には「領法」「家法」と呼ばれたが⁽⁵¹⁾、高松藩では「国法」と呼んでいたことがわかる。高松藩ではこの定書のとおり、公儀御法度はもちろん国法並びに諸事の御触を重要視して、領内各地域・各層に至るまでその趣旨が行き届くよう命じている。

具体的に、幕府服忌令に基づく御触がどのような伝達方式で領内に触れられていったかを追ってみる。高松藩では、九代將軍徳川家重が宝暦十一年（一七六一）六月十一日に薨御した際に、次のような触れがなされている⁽⁵²⁾。これによると、江戸藩邸から家重薨御の一報を受けた高松の国元では、年寄中が領内に触れる服忌及び鳴物停止令等の内容等について詮義した結果を、家中・

町方・郷中・寺院に宛てて、それぞれの支配担当職を通じて周知されていく様子を窺うことができる。

大御所様被遊 薨御候間、普請・鳴物等惣而高声等御停止ニ候、諸事相慎可申候、火ノ元之儀、別而入念候様可致候、右之通、年寄中被仰候間、被得其意、支配并手代足輕其以下江者、支配之方より可被申渡候、

六月廿一日

横目中

右之通、御触在之候事。

大御所様薨御ニ付、郷中諸殺生并魚鳥売買御停止被 仰付候、当郡御代官支配手代召連、昼夜火之廻り可致公。

六月廿二日

一、郷中井川之普請相止メ申候間、左様可被相心得旨被 申渡候ニ付、是又支配可被申渡候、右之通、入谷一郎兵衛方被申聞候。

一、此節御中陰ニ付、当月中他所江致渡海罷越願、相済不申候間、左様相心得可申旨申聞候。

七月七日

右之通、奉行中より被申聴候事。

一、当盆ニ、寺々江自分ニ燈籠持せ燈候儀、御停止ニ候間、左

様相心得可申旨被申聞候。

七月八日

右之通、横目役永滝助六方被申聞候。

一、取付普請

一、鉄砲稽古

右之分、明日より不苦候、

右之通、年寄中被仰候間、被得其意、組中与力中并手代足輕其以下へ者、支配之方より可被申渡候、尤同役同列中江も、夫々より可被申通候、以上、

七月十三日

横目中

右之通、御触在之候事。

これは庄屋の「御用留」であるが、その記載内容をみれば、実に細かく停止の種類・内容・対象・期間等が記されており⁽⁸³⁾、前將軍の死と諸殺生停止令等の周知徹底を通じて、將軍家の権威が領内隅々までに浸透するとともに、その権威を背景とした藩主権威をもさらに高めるといふ相乗効果をもたらしたのである。

このように宝暦期になると、いわゆる「無名の法度」の支配が進行するにつれて⁽⁸⁴⁾、高松藩では幕府服忌令に基づく御触が藩の行政機構を通じて領内に周知される体制が整うとともに、藩法の幕府法化や「礼」を中心とした文治主義的社会秩序の形成が進んでいったものと思われる。

二 讃岐高松藩における死の呼称の階層構造と服忌関連規制

(一) 「死の政治学」と死の呼称の階層構造

人の死をどう考え、どう取り扱ったかを見れば、当該社会の仕組みや政治のあり方がわかる。人の生と死は、その社会構成員の増減変動であり、社会集団そのものの構造変化をもたらす要因ともなった。特に為政者の死は支配秩序に混乱をもたらす極めて政治的な出来事であったので、その対応の仕方（葬送儀礼等）の中には「死の政治学」ともいえる政治的な意図を看取することができる。そして為政者の死は、その後百回忌、二百回忌に至るまで、死後の世界を支配し続けるのである。その意味で「死の政治学」は「生の政治学」そのものであった。

讃岐高松藩歴代藩主及びその関係者の死に対する呼称の中にも、表2のように幕藩制的階層構造を読み取ることができる。これによると、高松藩における死の呼称には、崩御・他界・薨御・薨・逝去・死去・遠行の七種類あったことがわかる。崩御は天皇や女院に使われ、他界・薨御・逝去・死去・遠行などは武家固有の慣行によって使用され、他界・薨御は將軍、逝去は將軍の家族、死去は老中、遠行は他家の関係者などと当時の武家社会の秩序を原則的に反映したものとなっていた。死の呼称は、死の序列化のシンボリックなものであったと考えられるが、宝永期以降になると、これが崩御・薨御・薨・逝去・卒去の五種類に統合・再編され、他界が薨御に、死去・遠行が卒去に変わるなどしている。こ

れは宝永期までは武家社会の伝統を踏まえた武家の死の呼称の原則（武家の論理）による呼称方法であったものが、宝永期を境にして基本的には朝廷の死の呼称の原則（公家の論理）に準ずる形で呼ばれるようになったことに起因するものであったと考えられる⁵⁵。明和二年（二七六五）には、呼称の仕方についての変更通知が次のようになされている⁵⁶。

明和二年三月十六日

一、殿様上々様方、御社參御仏參之義、右之通唱候得共、向後ハ御參詣と唱候様ニ可仕候旨、堀多仲ヲ以、被仰出候事。

明和二年十一月六日

鳴物停止之触又ハ何等之唱区ニ付、向後左之通相心得可申旨、被仰出候事。

一、御三家初、都而様付之御大名方御家内共逝去、殿付之御大名方御家内共卒去、

右両様之外、触文言伺等ニ用ひ申間敷事。

表2 讃岐高松藩における死の呼称と服忌・穩便等の内容一覧

氏名等	死去年月日等	呼称	諡	院号	墓所	服忌・停止・穩便等内容
徳川家康(初代将軍)	元和2.4.17			安国院	日光山	
〃	文化12.4.9	回忌		〃	〃	来ル四月十一日、権現様御正遷宮(屋島)并式百回忌ニ付、四月十五日より十七日迄、惣而追放又ハ咎方等之義ハ申渡聊も不相成(「源襄様御代御令條之内書抜」)。
〃	文化12.4.11	回忌		〃	〃	権現様御正遷宮(屋島)ニ付、明十二日より御供養修行被仰付候間、諸事相慎、火之元入念、普請ハ不苦成(「源襄様御代御令條之内書抜」)。
お萬の方(家康側室・徳川頼房生母)	承応2.7.22	薨		養珠院	池上本門寺	是日、養珠院薨ス(「英公実録」)。
徳川秀忠(2代将軍)	寛永9.正.24	他界		台徳院	増上寺	台徳院様御不列にて、九年正月廿四日御他界に付(「増補高松藩記」)。
徳川家光(3代将軍)	慶安4.4.20	薨		大猷院	輪王寺	廿日、大將軍薨ス(「増補高松藩記」)。
徳川家綱(4代将軍)	延宝8.5.8	薨		厳有院	寛永寺	五月八日、大將軍薨ス(「増補高松藩記」)。
〃	安永8.5.6	回忌		〃	〃	厳有院様百回御忌ニ付、五月八日朝於本門寿院御回向、火ノ元入念、遊興之義可被相慎候(別所家文書「安永八亥御用留」)。
徳川綱吉(5代将軍)	宝永6.正.10	薨		常憲院	寛永寺	正月十日、大將軍薨ス(「増補高松藩記」)。
徳川家宣(6代将軍)	正徳2.10.14	薨		文昭院	増上寺	十月十四日、大將軍薨ス(「増補高松藩記」)。
徳川家継(7代将軍)	享保元.4.30	薨		有章院	増上寺	四月晦日、大將軍薨ス(「増補高松藩記」)。
徳川吉宗(8代将軍)	宝暦元.6.20	薨		有徳院	寛永寺	今日より普請・鳴物停止(「御触書宝暦集成」)
〃	安永4.6.18	回忌		〃	〃	有徳院様廿五回御忌ニ付、六月廿日朝、於淨願寺御廻向、火ノ元入念、遊興之義可被相慎候(別所家文書「安永四未御用留」)。
徳川家重(9代将軍)	宝暦11.6.12	薨御		惇信院	増上寺	普請・鳴物等惣而高声等停止、諸事相慎、火ノ元別而入念、郷中諸殺生・魚鳥売買停止、郷中・川之普請相止(別所家文書「宝暦十一巳御用留」)。
徳川家治(10代将軍)	天明6.8.25	薨		浚明院	寛永寺	大將軍薨ス(「増補高松藩記」)。
〃	文化3.9.6	回忌		〃	〃	式百卷回忌ニ付、火元念入、遊興相慎(「高松藩東浜記録」)。
御台様(家治正室五十宮倫子)	明和8.8.20	薨去		心観院	春性院	九月朔日より七日迄、普請・鳴物・高声等停止、弥火元入念(「高松藩諸達留」)。
大納言様(家治子・家基)	安永8.2.24	薨御		孝恭院	寛永寺	普請・鳴物・高声等停止、諸事相慎、火ノ元別而入念、郷中諸殺生・魚鳥売買停止、川之普請無用(別所家文書「安永八亥御用留」)。
徳川家斉(11代将軍)	天保12.閏正.7	薨		文恭院	寛永寺	
友松(徳川家斉子)	文化10.6.2	逝去			寛永寺 塔頭凌雲院	六月十六日より十七日迄、鳴物・高声停止、普請不苦候(別所家文書「文化十酉御用留」)。

徳川家慶(12代将軍)	嘉永6.6.22	薨		愼徳院	増上寺	郷中諸社神事祭礼無用(『高松藩諸達留』)。
徳川家定(13代将軍)	安政5.7.6	薨		温恭院	寛永寺	八月八日、大將軍薨ス(『増補高松藩記』)。
徳川家茂(14代将軍)	慶応2.7.20	薨		昭徳院	増上寺	七月廿日、大將軍大阪城ニテ薨ス(『増補高松藩記』)。
徳川慶喜(15代将軍)	大正2.11.22	薨		-	谷中 霊園	十一月廿三日、徳川慶喜卿薨ズ(『東京朝日新聞』)。
徳川頼房(初代藩主)	寛文元.7.29	薨	威公	-	瑞龍山	七月廿九日、水戸公薨ス(『増補高松藩記』)。
英勝院(徳川頼房養母)	寛永19.8.23	逝去		英勝院	英勝寺	八月廿三日英勝院様御逝去被成候(『三浦市右衛門覚書』)。
〃	寛永19.閏 9.23	法会		〃	〃	松平頼重、浄願寺ニ於テ英勝院ヲ祭り、千部法会ヲ行フ。(以降、毎月廿三日に浄願寺に詣でる)(『英公実録』 『英公外記』)。
徳川光圀(2代藩主)	元禄13.12.6	薨	義公	-	瑞龍山	十二月六日、義公、水戸ニテ薨ス(『増補高松藩記』)。
徳川綱条(3代藩主)	享保3.9.11	薨	肅公	長享院	瑞龍山	九月十一日、水戸公薨ス、肅公(『増補高松藩記』)。
徳川宗堯(4代藩主)	享保15.4.7	薨	成公	俊徳院	瑞龍山	四月七日、水戸公薨ス、成公(『増補高松藩記』)。
〃	文政12.2.11	回忌	〃	〃	〃	成公様御忌日は迄表向四月七日相成居処、以来四月六日ニ御改相成候(水戸藩「成公良公ノ忌日改正ノ件」『郡庁令達』)。
徳川宗翰(5代藩主)	明和3.2.14	薨	良公	大隆院	瑞龍山	二月廿日、水戸公薨ス、良公(『増補高松藩記』)。
俊祥院(徳川宗翰夫人)	文化5.10.17	逝去		俊祥院		阜安院御忌中、十一月六日より廿日迄、鳴物・高声停止、普請不苦候(『高松藩東浜記録』)。
徳川治保(6代藩主)	文化2.11.朔	逝去	文公	興徳院	瑞龍山	水戸中納言様御逝去にあたり、七月廿五日迄、殿様(高松藩主頼儀)・阜安院(前藩主頼起室)御忌中、仕来之普請ハ廿二日より不苦候(『高松藩東浜記録』別所家文書『文化二丑御用留』)。 水戸藩第六代藩主治保、江戸ノ邸ニ薨ス、年五十五、私ニ諡シテ文公ト曰フ(『常陸水戸徳川家譜』)。
徳川治紀(7代藩主)	文化13.閏 8.19	薨	武公	秦雲院	瑞龍山	八月廿三日、水戸公薨ス、武公(『増補高松藩記』)。
徳川斉脩(8代藩主)	文政12.10.4	薨	哀公	-	瑞龍山	十月十六日、水戸公薨ス、哀公(『増補高松藩記』)。
徳川斉昭(9代藩主)	万延元.8.15	薨	烈公	-	瑞龍山	八月廿六日、水戸老公薨ス(『増補高松藩記』)。
徳川慶篤(10代藩主)	慶応4.4.5		順公	-	瑞龍山	
徳川昭武(11代藩主)	明治43.7.3		節公	-	瑞龍山	
松平頼重(初代藩主)	延宝8.4.12	逝去 卒	英公	龍雲院	法然寺	乙亥年英公御逝去(『節公事蹟』)。 老公中村別館ニテ卒ス、享年七十有四(『増補高松藩記』)。
〃	寛政6.4.5	回忌	〃	〃	〃	龍雲院百回忌ニ付、四月十日より十二日迄、浄願寺で法事中、火之元入念、仕掛之普請ハ不苦候、遊興相慎(『源襄様御代御令條之内書抜』)。

英公夫人	寛文3.8.3	卒		皓月院	〃	夫人土井氏江戸邸ニテ卒ス。年三十有六、鎌倉英勝寺ニ葬ス、延宝元年仏生山ニ改葬ス（『増補高松藩記』）。
谷久子（英公生母）	寛文7.11.14	卒		久昌院	廣昌寺	十一月十四日生母谷氏水戸藩邸ニテ卒ス。母谷氏、諱久子、左馬助重則女、公及義公ヲ生ム（『増補高松藩記』）。
松平頼常（2代藩主）	宝永元.4.3	卒	節公	一	靈芝寺	四月三日、老公目黒邸ニテ卒ス（『増補高松藩記』）。
節公夫人	享保4.2.26	卒		本寿院	法然寺	節公夫人酒井氏、目黒邸ニテ卒ス。享年六十有三、仏生山ニ葬ス（『増補高松藩記』）。
松平頼豊（3代藩主）	享保20.10.20	逝去	恵公	高林院	法然寺	火之元等入念・諸事穩便、諸殺生禁止、津留、町方は魚商売・諸殺生・鍛冶屋槌音・檜物屋槌音・綿打槌音・普請鳴物高声之停止、遊山之禁止、他所からの出入りの禁止、町年寄の昼夜見廻り励行、出口番所の監視、町中木戸・路地のメ切りなど、浦方は家業之殺生・魚鳥商売の停止、浦々川口の津留、火之元等入念・諸事相慎、郷中は静に相慎・家普請鳴物等の停止、川普請の停止、山分猟師及び諸殺生の停止、塩屋方手代の諸事静・火之元等入念・相慎、昼夜火之廻り、鍛冶・鋳物師・木綿打・桶師等の停止（「源懐様御代御令條之内書抜」）。
〃	天保5.10.16	回忌	〃	〃	〃	百回忌ニ付、来ル十八日より廿日迄、浄願寺で法事中、火之元入念、仕掛之普請ハ不苦候、遊興相慎（「源愨様」）。
頼豊夫人	宝永4.6.5	卒		梅檀院	瑞輪寺	夫人藤原氏、江戸邸ニテ卒ス、年十九（『増補高松藩記』）。
栄久院（松平頼豊養女、豊後岡藩中川久忠室）	宝暦8.6.27	遠行		栄久院		今日（七月四日）より七月十六日迄、普請・鳴物・高声等停止、仕掛之普請ハ六日迄無用に可被致候（別所家文書『宝暦八寅御用留』）。
松平頼桓（4代藩主）	元文4.9.16	逝去	懐公	泰岳院	法然寺	今日（廿二日）御到来在之候間、火之元入念・諸事穩便・諸殺生禁止・津留、諸事之義ハ享保二十年之御触と同段（「源懐様御代御令條之内書抜」）。
〃	明和8.10.6	回忌	〃	〃	〃	十月十四日より十六日迄、源懐様法事ニ付、十六日計猟留（『高松藩諸達留』）。
春光院（松平頼桓室）	宝暦11.9.22	回忌		春光院	〃	七回忌ニ付き、九月廿四日より同廿五日迄、浄願寺で法事中、火ノ元入念、仕掛之普請ハ不苦候、遊興相慎（別所家文書『宝暦十一巳御用留』）。
〃	安永8.9.22	回忌		春光院	〃	二十五回忌に付き、九月廿四日より同廿五日迄、浄願寺で法事中、火ノ元入念、遊興相慎、仕掛之普請ハ不苦候（別所家文書『安永八亥御用留』）。
松平頼恭（5代藩主）	明和8.7.18	逝去	穆公	白嶽院	法然寺	諸殺生禁止、津留、家普請・鳴物・高声停止、鋳師・綿打・居細工停止、河普請停止、諸事相慎、遊興、諸事穩便、火元入念（『高松藩諸達留』）。
〃 夫人	安永7.正.13	卒		清操院	〃	穆公夫人細川氏、卒ス。公ノ生母也。二月十日、仏生山ニ葬ル、法諡ハ清操院（『増補高松藩記』）。

〃 室	安永8.11.9	回忌		清操院	〃	三回忌御法事にあたり、十一月十一日より同十三日迄、浄願寺で法事中、火ノ元入念、仕掛之普請ハ不苦候、遊興相慎（別所家文書『安永八亥御用留』）。
孝三郎（松平頼恭子）	宝暦8.正.22	遠行				二月七日迄、普請・鳴物・高声等停止、仕掛之普請ハ四日より不苦候（別所家文書『宝暦八寅御用留』）。
光寿院（松平頼恭女、館林藩主松平武寛室）	文化2.6.17	逝去		光寿院		七月四日より六日迄、鳴物・高声等停止、仕掛之普請ハ不苦候（『高松藩東浜記録』別所家文書『文化二丑御用留』）。
松平頼真（6代藩主）	安永9.3.5	卒	定公	瑞麟院	法然寺	公、江戸邸ニテ卒ス、享年三十有八。四月九日、仏生山ニ帰葬ス（『増補高松藩記』）。
松平頼真（6代藩主）	文政12.3.朔		〃	〃	〃	五十回忌ニ付、三月三日より五日迄、浄願寺で法事中、火之元入念、仕掛之普請ハ不苦候、遊興相慎（『源愨様』）。
〃 夫人	天明5.10.27	卒		永昌院	池上本門寺	定公夫人徳川氏卒ス、享年四十有二、十一月九日、池上本門寺ニ葬ル、法諡ハ永昌院（『増補高松藩記』）。
即就院（松平頼真側室）	文政12.3.8	逝去		即就院		今日逝去ニ付、鳴物・高声等停止、普請等相止、火之元入念（『源愨様』）。
〃	文政13.3.7	周忌		〃		一周忌ニ付、明七日より八日迄、浄願寺で法事中、火ノ元入念、遊興相慎、仕掛之普請ハ不苦候（『源愨様』）。
松平頼起（7代藩主）	寛政4.7.28	卒	欽公	蘭臯院	法然寺	七月廿八日、公、高松城ニテ卒ス、在職三十年、享年四十有六（『増補高松藩記』）。
〃	寛政元.11.29					去ル十七日、目黒御屋敷内より火災ニ付、御遠慮、御家中之面々々々ニ至迄諸事相慎、火之元別而入念（『源欽様御代御令條之内書抜』）。
〃	寛政5.7.19	周忌	〃	〃	〃	一周忌にあたり、七月廿二日より同廿八日迄、浄願寺で法事中、火之元入念、仕掛之普請ハ不苦候、遊興相慎（『源襄様御代御令條之内書抜』）。
〃	文化5.7.25	回忌	〃	〃	〃	十七回忌ニ付、七月廿六日より廿八日迄、浄願寺で法事中、火之元入念、仕掛之普請ハ不苦候、遊興相慎（『高松藩東浜記録』）。
〃 夫人	天保10.5.12	卒		臯安院	法然寺	欽公（頼起）夫人徳川氏卒ス、享年七十、六月十五日、仏生山ニ葬ル、法諡ハ臯安院（『増補高松藩記』）。
松平頼儀（8代藩主）	文政12.8.25	卒	襄公	濬徳院	法然寺	九月十日に訃報が届き、火之元入念、諸事穏便、諸殺生禁止（『源愨様』）。
〃	文政13.8.17	周忌	〃	〃	〃	一周忌ニ付、来ル十九日より同廿五日迄、浄願寺で法事中、火之元入念、仕掛之普請ハ不苦候、遊興相慎（『源愨様』）。
〃	天保2.8.17	回忌	〃	〃	〃	三回忌ニ付、来ル十九日より同廿五日迄、浄願寺で法事中、火之元入念、仕掛之普請ハ不苦候、遊興相慎（『源愨様』）。
〃	天保6.8.16	回忌	〃	〃	〃	七回忌ニ付、来ル廿三日より廿五日迄、浄願寺で法事中、火之元入念、仕掛之普請ハ不苦候、遊興相慎（『源愨様』）。

〃 奥様	寛政8.9.2	逝去		順正院	〃	九月十日に訃報が届き、家中之仕掛普請等相止、火之元入念、諸事相慎（「源襄様御代御令條之内書抜」）。
〃 奥様	文化9.8.26	法事		順正院		八月廿八日より廿九日迄、順正院法事ニ付、鳴物・高声等停止、仕掛之普請不苦候（別所家文書『文化九申御用留』）。
〃 夫人	弘化2.2.晦	卒			法然寺	襄公夫人池田氏卒ス、享年六十有四、四月十日日、仏生山ニ葬ル（『増補高松藩記』）。
松平頼恕（9代藩主）	天保13.4.6		愨公	—	靈芝寺	五月十五日、日内山ニ帰葬シ、遺命ニテ葬儀ハ儒禮ヲ用フ（『増補高松藩記』）。
〃 夫人	文政12.4.15	卒		賢正院	法然寺	頼恕夫人倫君卒ス、享年二十有九。五月十三日、仏生山ニ葬ル、法諡ハ賢正院（『増補高松藩記』）。四月廿五日に訃報が届き、家中之普請等相止、火之元入念、諸事相慎（「源愨様」）。
〃 夫人	文政12.6.20	百日		〃		六月六日より諸事平生之通相成候得共、賢正院様御百ヶ日迄之内ハ、殺生之義ハ年寄中遠慮（「源愨様」）。
松平頼胤（10代藩主）	明治10.12.30	卒	靖公	高嶽院	小石川傳通院	十二月靖公卒ス、享年六十八、小石川傳通院ニ葬ル（『増補高松藩記』）。
〃 夫人文姫		卒		靈鏡院	小石川傳通院	頼胤夫人文姫君、卒ス、享年二十有九、廿二日、小石川伝通院ニ葬ル、法諡ハ靈鏡院（『増補高松藩記』）。
松平頼聡（11代藩主）	明治36.10.17		愨公	厚德院	法然寺・谷中靈園	
主上（後桃園天皇）	安永8.11.9	崩御			泉涌寺内月輪陵	十一月十八日より廿四日迄、普請・鳴物等愨而高声等停止、諸事相慎、火元入念、郷中井川普請穩便、廿一日より仕掛之普請ハ不苦候（別所家文書『安永八亥御用留』）。
仙洞様（後桜町上皇）	文化10.閏11.14	崩御			〃	今日より廿日迄、七日之内、鳴物・高声等停止、仕掛之普請者十六日迄三日之内相止（別所家文書『文化十酉御用留』）。
彦坂織部（高松藩家老）	明暦2.正.3	死去				歌舞其外鳴物一切止（「源英様御代御令條之内書抜」）。
飛騨殿（高松藩大老 大久保守羨）	享保17.3.12	死去				今日より三日之内、普請・鳴物・高声等遠慮（「源恵様御代御令條之内書抜」）。
香巖院（対馬宗義如室）	宝暦4.閏2.2	遠行		香巖院		今日（十五日）より三日之内、普請・鳴物停止、仕掛之普請不苦候（別所家文書『宝暦四戌御用留』）。
志摩様（松平阿波守 養子、蜂須賀至央）	宝暦4.7.12	遠行				今日（廿二日）より廿四日迄、普請・鳴物停止、仕掛之普請不苦候（別所家文書『宝暦四戌御用留』）。
當久院	宝暦4.7.19	遠行		當久院		今日（十九日）より廿一日迄、鳴物・高声等停止、仕掛之普請者不苦候（別所家文書『宝暦四戌御用留』）。
丹波守様	宝暦8.4.7	遠行				今日（十八日）より廿日迄、普請・鳴物・高声等停止、仕掛之普請不苦候（別所家文書『宝暦八寅御用留』）。

紀州琴姫(徳川宗将女)	宝暦8.4.26	遠行			今日中(五月十二日)、鳴物・高声等停止、仕掛之普請不苦候(別所家文書『宝暦八寅御用留』)。
繁姫	宝暦8.8.4	遠行			八月七日より八月十三日迄、普請・鳴物・高声等停止、仕掛之普請ハ十日より不苦候(別所家文書『宝暦八寅御用留』)。
兵部卿御簾中	宝暦10.4.22	逝去			今日(五月廿二日)より廿四日迄、鳴物・高声等停止、普請ハ不苦候(別所家文書『宝暦拾辰御用留』)。
兵部卿	宝暦10.6.19	逝去			今日(七月五日)より八月七日迄、鳴物・高声等停止、普請ハ不苦候(別所家文書『宝暦拾辰御用留』)。
紀州大納言	宝暦11.6.24	逝去			仕掛之普請ハ七月十六日まで停止(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)。
岩姫	宝暦11.7.21	遠行			七月二十六日より三日之内、鳴物・高声等停止、弥火ノ元入念、仕掛之普請ハ不苦候(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)。
松平信濃守奥方	宝暦11.10.7	死去			十月二十三日、今日中、鳴物・高声等停止、仕掛之普請ハ不苦候(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)。
輝姫	安永4.7.晦	早世			今日より三日之内、普請・鳴物・高声等無用、仕掛之普請不苦候(別所家文書『安永四未御用留』)。
大蔵大輔様	文化2.7.12	逝去			七月廿六日より廿八日迄、鳴物・高声等停止、仕掛之普請ハ不苦候(『高松藩東浜記録』別所家文書『文化二丑御用留』)。
一橋大納言(徳川治濟)八男松平久之助	文化3.12.22	逝去			今日中(正月十日)普請・鳴物・高声等停止、仕掛之普請ハ不苦候(『高松藩東浜記録』)。
川治郎殿	文化4.7.28	死去			今日中(七月廿九日)普請・鳴物・高声遠慮(『高松藩東浜記録』)。
常当院	文化4.10.8	回忌			火元入念、遊興相慎(『高松藩東浜記録』)。
志摩殿息千松	文化5.7.4	死去			今日中(七月五日)普請・鳴物・高声遠慮(『高松藩東浜記録』)。
南曼様	文化9.5.3	逝去			五月廿七日より廿八日迄、鳴物・高声等停止、仕掛之普請ハ不苦候(別所家文書『文化九申御用留』)。
丹波守御隠居白翁様	文化9.9.17	逝去			十月六日より八日迄、鳴物・高声等停止、仕掛之普請ハ不苦候(別所家文書『文化九申御用留』)。
貞章院(御三卿清水重好室)	文政3.8.22	逝去	貞章院		十月九日より十一日迄、鳴物・高声停止、普請ハ不苦候(草薙氏所蔵文書『御触帳』)。
松平伊予守隠居上総介	天保4.7.2	逝去			七月廿六日より廿八日迄、鳴物・高声等停止、仕掛之普請ハ不苦候(草薙氏所蔵文書『御触帳』)。
池田楽山(松平伊予守叔父)	天保5.5.2	逝去			五月十七日より廿一日迄、鳴物・高声等停止、仕掛之普請ハ不苦候(草薙氏所蔵文書『御触帳』)。
峯寿院(水戸徳川齐脩妻)	嘉永6.6.26	逝去	峯寿院		七月九日より十一日迄、鳴物・高声停止、普請ハ不苦候(『高松藩諸達留』)。

(二) 「死の政治学」と服忌関連規制

表2によると、高松藩においては、為政者の死に関わる停止令の種類と組み合わせのパターンについて、次のように整理することができる。

まず將軍の場合には、宝暦十一年(一七六一)の九代將軍徳川家重薨御の際には、普請・鳴物・高声等停止、郷中諸殺生・魚鳥売買停止、川普請相止+諸事相慎、火ノ元別而入念(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)となっている。將軍の子の場合は、安永八年(一七七九)の十代將軍徳川家治の子家基薨御の際には、普請・鳴物・高声等停止、郷中諸殺生・魚鳥売買停止、川普請相止+諸事相慎、火ノ元別而入念(別所家文書『安永八亥御用留』)と將軍と同様の対応がされている。但し、文化十年(一八一三)の十一代將軍徳川家斉の子友松逝去の際には、二日間の鳴物・高声停止(別所家文書『文化十酉御用留』)という対応になっている。これは、將軍の子の年齢や役職の違いによるものと考えられる。將軍の夫人の場合には、明和八年(一七七二)の十代將軍家治の正室倫子薨去の際に、七日間の普請・鳴物・高声等停止+弥火元入念(『高松藩諸達留』)とされている。

次に天皇の場合は、安永八年(一七七九)の後桃園天皇崩御の際には、七日間の普請・鳴物等惣而高声等停止+諸事相慎、火元入念、郷中井川普請穩便、三日間の仕掛之普請相止(別所家文書『安永八亥御用留』)とある。上皇の場合は、文化十年(一八一三)の後桜町上皇崩御の際には、七日間の鳴物・高声等停止+仕掛り

之普請三日之内相止(別所家文書『文化十酉御用留』)とある。

続いて藩主の場合は、享保廿年(一七三五)の三代藩主松平頼豊逝去の際には、諸殺生禁止、津留+火之元等入念、諸事穩便(「源懷様御代御令條之内書抜」という領内全域への御触のほか)に、町方へは魚商売・諸殺生・鍛冶屋槌音・繪物屋槌音・綿打槌音・普請鳴物高声の停止、遊山の禁止、他所からの出入りの禁止、町年寄の昼夜見廻り励行、出口番所の監視、町中木戸・路地のメ切りなど三十三項目、浦方へは家業之殺生・魚鳥商売の停止など三項目、郷中には家普請鳴物等の停止、川普請の停止、山分獵師及び諸殺生の停止、塩屋方手代の諸事静・相慎、昼夜火之廻り、鍛冶・鑄物師・木綿打・桶師等の停止など九項目、合計四十五項目にわたる細々とした服忌規制が出されている。この中で町方及び郷分へは「源節様御逝去之節之通諸事可申付候」(「源懷様御代御令條之内書抜」とあり、二代藩主松平頼常逝去時の申付が一部前例となっていることがわかる。続く元文四年(一七三九)の四代藩主松平頼恒逝去の際には「諸事之義ハ享保二十年之御触と同段ニ付、略之者也」(「源懷様御代御令條之内書抜」と記されており、高松藩においては、宝永元年(一七〇四)の二代藩主松平頼常並びに享保廿年(一七三五)の三代藩主松平頼豊逝去の際の服忌規制が一つの先例となっていたものと考えられる。しかし、明和五年(一七六八)の五代藩主松平頼恭逝去の際には、諸殺生禁止、津留+火の元入念、諸事相慎・穩便の全藩的な御触は同じであるが、個々の規制内容については山分獵師諸殺生停止、

家普請・鳴物・高声停止、鑄師・綿打・居細工停止、井河普請停止など（『高松藩諸達留』）の六項目に絞られている。この背景には、高松藩中興の英主といわれた五代藩主松平頼恭時代における藩政の安定と宝暦改革による産業振興策の影響を感じ取ることができ、服忌規制があまりに多く広範囲に及ぶと、領民の生活や経済活動に支障がでることへの配慮から規制緩和が行われたものと推測される。

前藩主の場合は、文政十二年（一八二九）の八代藩主松平頼儀逝去の際には、諸殺生禁止＋火之元入念、諸事穏便（『源愨様』）との御触が出され、現藩主の時と比べて津留や細かな服忌規制には触れていない点に差異がみられる。

藩主の法事については、次のような対応事例があり、一定のパターンがあったと考えられる。つまり、明和段階では三日間の獵留が命じられていたものが、寛政年間以降になると、一周忌から三回忌までの法事期間中の七日間に、火之元入念と遊興相慎が命ぜられ、それ以降の百回忌までは法事期間中の三日間だけに火之元入念と遊興相慎の服忌関連規制がかけられるというルールがあったことがわかる。

- ・ 三日間の獵留（明和八年の四代頼恒三三回忌の場合、『高松藩諸達留』）
- ・ 七日間の火之元入念、遊興相慎（寛政五年の七代頼起一周忌の場合、『源襄様御代御令條之内書抜』）

・ 三日間の火之元入念、遊興相慎（寛政六年の初代頼重百回忌

の場合、『源襄様御代御令條之内書抜』）

- ・ 三日間の火之元入念、遊興相慎（文化五年の七代頼起十七回忌の場合、『高松藩東浜記録』）

- ・ 三日間の火之元入念、遊興相慎（文政十二年の六代頼真五十回忌の場合、『源愨様』）

- ・ 七日間の火之元入念、遊興相慎（文政十三年の八代頼儀一周忌の場合、『源愨様』）

- ・ 七日間の火之元入念、遊興相慎（天保二年の八代頼儀三回忌の場合、『源愨様』）

- ・ 三日間の火之元入念、遊興相慎（天保五年の三代頼豊百回忌の場合、『源愨様』）

- ・ 三日間の火之元入念、遊興相慎（天保六年の八代頼儀七回忌の場合、『源愨様』）

藩主夫人の場合は、寛政八年（一七九六）の八代藩主松平頼儀夫人（順正院）逝去の際には、家中仕掛普請相止＋火之元入念、諸事相慎（『源襄様御代御令條之内書抜』）が命じられ、文政十二年（一八二九）の九代藩主松平頼恕夫人（賢正院）卒去の際にも、家中仕掛普請相止＋火之元入念、諸事相慎（『源愨様』）と同様の対応がなされている。ところが、文政十二年（一八二九）の六代藩主松平頼真側室（即就院）逝去の際には、鳴物・高声等停止・普請等相止＋火之元入念（『源愨様』）と違った対応がとられている。

藩主夫人の法事についても、藩主の場合と同じように一定のパ

ターンがあったと考えられる。つまり、一周忌から三回忌までの法事期間中の三日間は、火之元入念と遊興相慎が命ぜられ、それ以降の回忌は法事期間中の二日間だけに火之元入念と遊興相慎の服忌関連規制がかけられている。但し、側室の場合は、一周忌でも一等減じて二日間の火之元入念と遊興相慎が命ぜられるなど、対応に差があったことがわかる。また、文化九年（一八一二）の八代藩主松平頼儀奥様（順正院）十七回忌の際には、二日間の鳴物・高声等停止（別所家文書『文化九申御用留』）、文政十二年の九代藩主松平頼恕夫人（賢正院）百ヶ日の際には、殺生年寄中遠慮（「源愨様」）などの特別な規制がなされている。

・三日間の火之元入念、遊興相慎（安永八年の五代頼恭室三回忌の場合、別所家文書『安永八亥御用留』）

・二日間の火之元入念、遊興相慎（宝暦十一年の四代頼恒室七回忌の場合、別所家文書『宝暦十一巳御用留』）

・二日間の火之元入念、遊興相慎（文政十三年の六代頼真側室一周忌の場合、「源愨様」）

・二日間の鳴物・高声等停止（文化九年の八代頼儀奥様十七回忌の場合、別所家文書『文化九申御用留』）

藩主の子の場合については、宝暦八年（一七五八）の五代藩主松平頼恭の子孝三郎遠行の際には、十七日間の普請・鳴物・高声等停止と三日間の仕掛之普請無用（別所家文書『宝暦八寅御用留』）が命じられているが、同年の栄久院（三代藩主松平頼豊の養女で豊後岡藩主中川忠の室）遠行の際には、十三日間の普請・

鳴物・高声等停止と三日間の仕掛之普請無用（別所家文書『宝暦八寅御用留』）という対応がとられている。これが文化二年（一八〇五）の光寿院（五代藩主松平頼恭の女で館林藩主松平武寛の室）逝去の際には、三日間の普請・鳴物・高声等停止と仕掛之普請ハ不苦候（別所家文書『文化二丑御用留』）との扱いに軽減されている。

他大名家の場合には、文化五年（一八〇八）の水戸藩五代藩主徳川宗翰夫人逝去の際には、十五日間の鳴物・高声停止が領内に触れられ（『高松藩東浜記録』）、宝暦四年（一七五四）の香厳院（対馬宗義如室）と志摩様（松平阿波守養子蜂須賀至央）遠行の際には、三日之内普請・鳴物停止（別所家文書『宝暦四戌御用留』）、また、宝暦八年の紀州徳川宗将女琴姫遠行の際には、一日の鳴物・高声等停止（別所家文書『宝暦八寅御用留』）がそれぞれ命じられるなど、高松松平家との縁戚・親疎関係によって停止日数等に差があったことがわかる。

家臣の場合には、明暦二年（一六五六）の家老彦坂織部死去の際には、歌舞其外鳴物一切止（「源英様御代御令條之内書抜」）が命じられ、享保十七年（一七三二）の大老大久保守羨死去の際には、三日間の普請・鳴物・高声等遠慮（「源惠様御代御令條之内書抜」）が命じられるなど、高松松平家の重臣として特に功労のあった家老級の者が亡くなった場合には、特別な服忌関連対応がとられていた。

第三節 服忌令の政策意図と時代的背景

一 武断主義から文治主義への政策転換

(一) 武家諸法度の改定と文治主義への転換

四代將軍徳川家綱は、寛文三年（一六六三）四月に家光以来十五年ぶりの日光社参を終えた後、翌五月二三日に代替わりの武家諸法度を公布した。これまでの武家諸法度に新たな政治課題として「耶蘇宗門」禁止条項と「不孝之輩」処罰条項の二か条を追加したもので、幕藩体制に敵対するものとしてキリシタンを禁止するとともに、不孝行者を処罰して家族親族秩序や「家」を重視する方向性を示した。また、同年には殉死が禁止されて、君臣間の主従制が属人的な関係ではなく、主君の「家」を軸とした関係へと変わっていく契機となり、これによって各藩領内でも「家」が重視され、家格を基軸とした領内支配機構の再編成が進展して藩政が安定化するきつかけとなった。さらに翌寛文四年には、万石以上の大名に対して領知宛行状を同一の日付（四月五日）で一斉に発給する「寛文印知」が実施され、將軍と大名との主従制が個別関係から体制的な関係へと変化したことを天下に明らかにした。これによって各大名は、將軍の代替わりごとに將軍との君臣関係と將軍權威を再確認することになり、將軍の權威と權力が確立していくことになった⁵⁷⁾

五代將軍徳川綱吉は、天和三年（一六八三）に諸大名を江戸城

に集め、武家諸法度の第一条「文武弓馬の道、専ら相嗜むべき事」を「文武忠孝を励まし、礼儀を正すべき事」と改めたものを儒臣林信篤に読み上げさせた。これまでの武威による武断支配から忠孝や礼儀を重んじる文治政治への転換を前面に打ち出した。すなわち武士に求められるのは、弓馬の道ではなく、主家に対する忠儀や父祖に対する孝行を励行して、礼儀を第一とすべきことになったのである。こうして平和な時代に相応しい忠孝と礼義による新しい秩序づくりが始まったのである。

高松藩でも、慶安五年（一六五二）九月十八日段階の法令内容が、元禄九年（一六九六）十二月十五日の法令では次のように変わり、幕政の政策転換が藩政にも影響を与えているたがわかる。

法令

一、文武両道ヲ専ニ可相嗜、武具馬具一切軍器等隨其身分限ニ常々相嗜、雖不時軍早速可相勤事肝要也、惣而無益之道具ヲ拵奢ヲ不可致候事。（傍線筆者）

慶安五年九月十八日⁵⁸⁾

元禄九年（一六九六）被仰出御法令御條目
法令

一、文武両道者士之先務也、専励忠孝不可忘禮義事。（傍線筆者）⁵⁹⁾

元禄九年十二月十五日

一、御家中ノ面々登城、御法令御條目御改被遊候旨御意在之、御法令御條目、根本弥右衛門讀之候、

一、此度御法令御條目御改被遊候旨、被仰出候間、弥相守儉約ヲ用ひ可申由、主計申渡候事、

(中略)

右之條々、准旧式ニ專可相守者也。

元禄九年十二月十五日

條々

(前略)

一、葬礼年忌等之仏事等、輕可被致執行事、

(中略)

右ノ條数、前々より雖為御定、此度相改急度可申付旨、被仰出候間、弥堅可被相守者也。

元禄九子年十二月十五日⁶⁰⁾

(二) 服忌令の制定と「礼」的社会秩序づくり

武断政策から文治政策への転換によって、幕政は忠孝を重んじ、礼儀を基軸とした社会秩序づくりを目指して、朝廷の持つ儀礼の力に参考に、將軍權威を中心とした新しい武家社会の儀礼秩序を築き上げようとした。このような武威から平和への支配原理の転換や、人を殺すことが価値であった戦時の論理を否定する政策を端的に示したのが、貞享元年(一六八四)の幕府服忌令で

あった⁶¹⁾。

幕府が新しい社会秩序づくりの基軸とした「礼儀」とは、儒教にあつては喪礼こそが「礼」の中心であつて、その喪服礼に従つて、親族その他のために親疎・尊卑に応じて、正しく喪に服することが「礼」の最たるものと考えられていた。このような喪服礼に相当するものを制定して儒教的な「礼」の秩序を明確にすることが、幕府服忌令制定の第一の目的であつた⁶²⁾。服忌令とは、近親者に死者があつたときに、自宅で謹慎をする忌の日数や、神事に関われぬ服喪の日数などを、死者の近親者の度合に応じて定めたものである。これによって、將軍とその先祖である東照大権現という武家社会における頂点を作り出して、將軍權威を高めるとともに、儒教的な礼制に倣つて親族の範圍を確定し、その間に服忌日数の差を設けることによって、幕藩制秩序を支える親族秩序を明確にして身分秩序の維持強化を図ろうとしたものと考えられる。

高松藩でも、元文二年(一七三七)十一月廿七日に次のような触れがなされておられ、家中において養子を願ひ出る際には、親族の中でまず正統から撰び、そこに該当者がいない場合にはふた従弟までの外戚の内から筋目の者を撰んで願ひ出よを命じていることがわかる⁶³⁾。この時期、既に服忌掛りの親族の範圍が定められ、併せてそこには正統と外戚の序列が設けられるとともに、家柄の筋目を優先すべきとする身分秩序の維持意識が存在していたことが認められる。

一、御家中養子之義正統ヲ撰可申候、正統ニ無之候ハ、外戚ニ
而も二夕從弟迄之統ヲ願出可申候、正統外戚ニも男子無之
候ハ、右之統之内より養娘願出、追而筋目之者養子ニ願出
可申候、并無足之面々ニ而も名跡相統之養子願も右ニ准可
申候、但、正統外戚ニ而も侍之筋目無之者ハ願取上ケ申間
敷候事。(傍線筆者)

(三) 生類憐みの令の発令と綱吉の「仁政」

十七世紀後半になると、幕府も財政の悪化や支配機構の弛緩な
ど幕藩制社会の変質が始まったため、綱吉は事態の対応策として
將軍権力の強化による側用人政治と儒教的理想主義の政治を推し
進めようとした。これを天和貞享の改革という。その前半期は、
延宝八年(一六八〇)八月に綱吉が將軍となったときから、貞享
元年(一六八四)八月の大老堀田正俊の死までの四年間が該当し、
一般に「天和の治」と称されている。この「天和の治」の画期性
について、辻達也氏は「賞罰厳明」政策と「農政刷新」の二点に
集約されるとし、將軍権力の強化により代官等の領主層を一元化
して、農政において新しい方針を打ち出したことであるとしてい
る。「賞罰厳明」政策は、主に將軍権力による大名・幕臣統制を
指し、將軍・大名間の権力構造の変化をもたらすとともに、「農
政刷新」政策では、幕領における大量の代官の肅正・罷免・更迭
が行われ、農民と幕藩制国家権力の関係性をも変化させる結果を
もたらした。さらに幕府が初めて儒教的理想主義を導入したこと

にも言及し、延宝八年(一六八〇)閏八月三日の触書で幕領に発
布された「民は国之本也」で始まる七か条の條々が、中世土豪を
前身とするような地縁的代官を一掃して、幕府が地方官機構を一
新する思想的な根柢となったと述べ、綱吉はこの儒教的理想主義
を掲げて、民衆と新しい関係を取り結ぼうとしたとしている⁶⁴。
横田冬彦氏は、この七か条の條々を「綱吉の『仁政』宣言」と呼
んでいる⁶⁵。この條々は幕領に対して発せられたものであるが、
諸大名の領民統治のあり方や自領内民政に対する考え方にも少な
からず影響を与えものと推測される。

條々

- 一、民は国之本也、御代官之面々常に民之辛苦を能察し、飢寒
等愁無之様ニ可被申付事。
- 一、国寛なる時は民奢ものなり、奢時は己か事業に懈り安し、
諸民衣食住諸事奢無之様ニ書被申付事。
- 一、民は上え遠きゆへに疑有ものなり、此故に上よりも又下を
疑事多し、上下疑なきやうに、万事念入り可被申付事。
- 一、御代官之面々常々其身をつゝしみ、奢なく民之農業細ニ存
知之、御取ケ等念入宜様ニ可被申付候、惣て諸事不妊手
代、自身被勤儀肝要候、然時は手代末々迄私在之間敷事、
一、面々之儀は不及申、手代等に至るまで、支配所之民私用に
つかはず、并金銀米錢民より借用、又は民えかし不申様に
堅可被申付事、

一、堤川除道橋等其外諸事常々心にかけ、物こと不及不破時、支配所え達し、可被加修理、并百姓争論かましき儀在之節は、軽きうちに聞届、内證にて可相濟儀は、依怙鼠負なく不及難儀に可被申付事、

一、面々御代官所得替又は私領相渡候節、跡々未進其外諸事無油断、常々念を入、第一御勘定無滞様ニ可被心得事、右之條々、堅可被相守者也。

延宝八年閏八月三日 備中（老中堀田備中守正俊）⁶⁶

また、綱吉は、將軍になるや延宝八年九月に林鳳岡を召して『大学』を講じさせ、以来毎月三回講筵を開くのを恒例とした。そして自ら四書や『易経』を幕臣に講義するとともに、元禄三年（一六九〇）に湯島聖堂を創建するなど文教政策に力を入れ、文治政策をさらに推進したことも知られる。綱吉の政策の背景には、大老堀田正俊や林家を中心とする儒学者の影響もあったと推測され、儒教的理想主義の下、社会秩序を「静」に保ち、国家体制を安定化させるための各種の法令が出されていったものと考えられる⁶⁷。

中でも大きな影響を与えたのは生類憐みの令であった。生類憐みの令とは、徳川綱吉が五代將軍であった約三十年間に発令された複数の法令を、後代に総称したものである⁶⁸。例えば、貞享二年（一六八五）二月には「頃日猥に鉄砲打候もの有之由相聞、不届之至也、若隱置輩あらハ、曲事たるへし」『御当家令條』

四六八号）とあり、領主の許可なく鉄砲の所持と使用を禁じるとともに、同年七月十四日には「御成被為遊候御道筋江、犬猫出申候而も不苦候間、何方之御成之節も犬猫つなき候事、可為無用者也」〔江戸町触集成』二三五六号）と將軍御成の道筋に犬や猫が出てきてもよいと動物愛護の精神を広めようとしている。

「生類憐み」という文言が初めて登場するのは、貞享三年（二六八六）七月十九日の「最前も委細申渡候得とも、今以無主犬參候而も食事たへさせず、又ハ犬其外生類とりやり致候儀も、今ほとは不仕候様に相聞候、生類あわれみの志を肝要仕、諸事かたつまらざる様に心得可申候」〔江戸町触集成』二四七七号）という法令である。塚本学氏は、生類憐みの令の政策意図について、同時期に行われた鉄砲改めの歴史的・社会的意味に注目して、人間を含む一切の生類を幕府の庇護・管理下に置こうとする生類憐み政策は、徳川政権による人民武装解除策という意味をもつた」と述べている⁶⁹。また、山室恭子氏は「戦国以来の殺伐たる『夷狄の風俗の如き』現状を改革するために、人々の『仁心』を涵養することにこそあった」とし、「生類憐みの令」を大きな政府へ導くための牽引車であったと結論づけている⁷⁰。

そして幕府は、貞享四年（一六八七）四月の「生類憐みの令」ですべての生類に対して「慈悲の心」をもって憐みをかけるよう説いている⁷¹。その後、「生類憐みの令」は宝永五年まで繰り返し布令されることになるのである。

覚

一、捨子これ有り候ハ、早速届けに及はず、其所の者いたはり置き、直ニ養ひ候か、又ハ望の者これ有り候ハ、遣はわすべく候、急度付け届けに及はず候事、

一、鳥類畜類、人の疵付け候様なるハ、唯今迄之通相届けるべく候、其外友くひ又ハおのれと痛み煩ひ候計にてハ届けに及はず候、随分養育致し、主これ有り候ハ、返し申すへき事、

一、主無き犬、頃日ハ食物給させ申さず候様に相聞こえ候、畢竟食物給させ候へハ、其人の犬の様に罷り成り、以後迄六ヶ敷き事と存じ、いたはり申さすと相聞え、不屈きに候、向後左様これ無き様相心得べき事、

一、飼置き候犬死に候えバ、支配方え届け候様に相聞え候、別條無きに於いては、向後左様の届け無用の事、

一、犬計に限らず、惣て生類人々慈悲の心を本といたし、あハれミ候儀肝要の事、

以上

貞享四年卯四月

この法令は、高松藩政にも影響を与えたと考えられ、元禄二年（一六八九）十一月三日の触れで次のような殺生遠慮に関する内容が伝えられている⁽²⁾。

一、御家中若キ衆中、吹筒指竿ヲ持參致、郷中江罷出、殺生被致候衆中数多在之様ニ相聞江、今程ハ江戸ニ而も殺生之御政道も御座有ル義ニ候間、被致遠慮可然之由、御触在之候事。

このように五代將軍徳川綱吉による天和三年（一六八三）の武家諸法度の改定と貞享元年（一六八四）の服忌令の制定、貞享四年の生類憐みの令、同年の切支丹類族改令と続く一連の諸改革は、天和貞享の改革の中核をなすものと考えられることができる。武家諸法度の改定で、従来の武威による支配から、忠孝を奨励し儀礼や身分・格式を重視して將軍の權威を高め、泰平の世における新しい武家社会の序列化と秩序づくりを構築するとともに、服忌令の制定によって親族の範囲を法的に明確化して、社会各層における「家」の確立と家族・親族秩序の規律化を図ったのである。そして生類憐みの令では殺生などの遺風を廃して「仁政」を推進し、切支丹類族改令では服忌の及ぶ切支丹及び切支丹類族を幕藩体制に敵対するものとして監視の対象とするなど、將軍家を中心とした身分秩序と幕藩制的社会秩序を確立しようとしたのである。

二 服忌令の整備と切支丹類族改め体制の確立

(一) 人的移動の把握と寺請制度

江戸初期には、まだ人の移動が藩の領域を越えて多くなされていたが、前期になると次第に藩体制が確立し、藩当局において人の移動を把握するとともに、それを制限しようとする動きが出てくる。例えば、慶安三年（一六五〇）正月十七日には次のような書付が出されている⁽⁷³⁾。

- 一、弟子ヲ取候共前廉之宗門之義、吟味油断在間敷事、
- 一、他領之者ハ不及申、御領分之者ニ而も慥成者ニ而無之候者、
一切弟子ニ取間敷事、
- 一、侍中ハ不及申、奉公人町人等至迄慮外仕間敷事、
- 一、代待ニありき候とも、侍中ハ不及申、町人迄、台所江より内江むさと入申間敷候事、
- 一、重而弟子取候ハ、愛行院迄申断、此方江も愛行院方断可在之事、

一、只今所ニ罷在候而も、うさんかましき山伏ハ其品ニより、早々所ヲ払可申事、

一、他領より参候山伏ハ不及申、御領分之山伏ニ而も、うさん成山伏ニ一切宿かし申間敷事、

(下 略)

また、承応二年（一六五三）二月五日と六日には次のような奉

公人に関する「町触」が出されている⁽⁷⁴⁾。

御町江申触候覚

- 一、御入国以後、他国江参り奉公仕居申候者之義存候ハ、其主之名并名字書付指上可申候、若隠シ候而不申上先々より知申候ハ、其者之親類曲事ニ可被仰付候、若諸親類無之候ハ、其町之年寄并組頭曲事ニ可被仰付候事、

右之通、家持ハ不及申、脇々借家裏屋迄堅可申渡者也。

(同六日)

御町江申触候覚

- 一、他領より男女ニかきらす、奉公人ヲ抱ニ参候者之宿ヲ仕、隠置横合より相聞候ハ、其身ハ不及申ニ徒類共ニ急度曲事ニ可申付候、請人ニ罷立他領江遣シ候ハ、同罪ニ可申付候、常々申渡義ニ候得共、頃日他領より奉公人相抱ニ参候由承り候ニ付、如斯ニ候。

さらに同年二月には、家中に対しても浪人に関する申し渡しを行って⁽⁷⁵⁾、親族以外の浪人を抱え置くことを停止するなど、高松藩への人の出入りと身分秩序の確保に意を注ごうとしている藩の政策意思を感じ取ることができる。また、この時点において、高松藩では既に親族の範囲についてのある一定の共通認識が家中間にあったことがわかる。

覚

- 一、親 一、兄弟 一、伯父 一、甥 一、從弟
 - 一、女房之類 一、兄弟 一、叔父 一、甥
- 右之外、家中ニ諸浪人抱置候事、今停止之、若自他所不存浪人參候ハ、一兩日ハ留置、法度之旨申聞セ、早々可相帰、子細在之浪人ハ横目迄相断指置可申、於相背ハ可為曲事也、

承応二年巳二月日

これらの藩領域を越えた人的移動の動態的把握や身分秩序の確立政策への動きについて、その強化政策の背後には当時のキリシタン禁制をめぐる幕藩権力の考え方が影響していると考えられる。幕府は、承応三年（一六五四）二月二日にキリシタン禁制之高札を立て、寛文三年（一六六三）五月二三日には武家諸法度に切支丹禁止条項を追加するなど、キリシタン禁制を強化している。大橋幸泰氏は、「十七世紀中期におけるキリシタンは幕藩権力にとって現実的脅威でなくなった存在だったのでは決してなく、島原天草一揆後、幕藩権力には恒常的なキリシタン民衆に対する脅威が存在していたと考えられる」とし、これを前提に「当該期の幕藩権力のキリシタン禁制政策の方向性は『人的移動』への警戒にあった」と主張している⁽⁷⁶⁾。

この人的移動への警戒政策と領民の世帯把握に大きな役割を果たしたのが寺請制度と宗旨人別帳である。高松藩ではまず寛文四年五月十日に寺社奉行を置き、同時に領内の寺社に対して次のよ

うな覚を出して寺社統制を強めるとともに⁽⁷⁷⁾、寺社勢力を藩権力の末端機関として位置づけている。

寺社方江覚

- 一、諸宗之義、其宗旨之法式專可相勤事、
- 一、宗論之義、堅可為無用、尤法談之上三而他宗之排判仕間敷事、

一、諸事之出入、自今以後当地ニ而可申付候、訴訟之義於在之ハ遂吟味、寺社奉行江可得貴意事、

一、後住之義、其所之本又ハ師匠として遂吟味、寺社奉行江相断可令人院、若不詮義ニ仕不屈成義候ハ、本寺師匠之可為越度事、附リ、年若クして猥ニ隱居仕間敷候、寺社奉行江申達シ可請指凶事、

一、新地之義ハ不及申ニ、雖為古跡、近年退転之地、無断し建立不可仕事、

一、諸侍之子供出家之望在之共、奉行江無断して弟子ニ致申間敷候、并町人百姓等之子供、右同前之事、

一、諸宗礼義之時分ハ、官位次第たるへし、末寺ハ所々本寺可請指凶事、附リ、不作法成者於在之ハ、本寺師匠致吟味、急度可申付、脇より於相聞ハ、可為越度事。

右之通、寛文四辰年被仰出候、弥此旨堅可被相守者也。

寛文八申年四月十七日

間宮九郎左衛門

幕府は寺請制度を前提にして、寛文十一年（一六七二）十月晦日に、諸代官に対して百姓一軒ずつの宗盲人別帳の作成を命じ、従来体裁の区々であった宗門改帳を人別に宗旨を記載する「宗盲人別帳」に統一させたが、その際、各人の年齢・性別のほか生誕・婚姻・奉公・移住等の異動について記載したことで、宗盲人別帳は同時に戸籍原簿の役割をもつようになった⁷⁹。こうして寺檀制度や檀那寺と檀家との関係は一層強固なものとなり、檀那寺側は、宗盲人別帳作成の際に寺請証文を出す務めをもったほかに、檀家の転出や移動の際に寺送り証文を発行するなど、幕藩権力の一端を担って個人々人を人別掌握する役儀を負い民衆統制の役割を果たすこととなった。この役儀を果たす代わりに檀家から壇家役を取り立てる特権が保証されるとともに、檀家の葬儀を執行する権限が幕藩権力によって与えられたのである。これによって檀家側がもし親の忌日や明日、盆・彼岸などの檀那寺の諸行事に参詣しなかった場合には、檀那寺から葬送儀礼における引導を拒否されることになるので、檀家側すなわち領民としては、日常生活はもちろん精神生活においても檀那寺側の意向に添わなければならなかった⁸⁰。幕藩権力は、このような寺請・寺檀制度を軸に領内隅々に至るまでの宗教的支配と、幕藩制的支配秩序の形成や身分制の維持強化を図っていったのである。

(二) 服忌令と切支丹類族改令

天和二年（一六八二）五月に、幕府は諸国に対して忠孝札とキリシタン禁制札を立てさせて、忠孝と礼儀による文治政治を進めるとともに、幕藩体制に敵対するものとしてキリシタンの摘発を命じている。これに続いて、貞享元年（一六八四）には最初の幕府服忌令が制定され、一定の範囲内の親族が相互に喪に服すべきことを定め、その服喪の日数等に差を設けることで親族間の秩序を明確にしようとした。

同じ年の十二月廿七日には、幕府からキリシタン禁制札の「吉利支丹」の文字を「切死丹」または「切支丹」と書き直すよう御触（塩飽人名共有文書）が出されている。高松藩では貞享二年十一月十七日に次のような通達が出され、今後の宗門改の際には切支丹という文字を書くよう指示している。また、同年十二月三日には、切支丹類門の者が病死した場合には火葬ではなく土葬にすべきことを命じている⁸⁰。

（貞享二年十一月十七日）

一、吉利支丹と申文字、自今以後ハ切死丹ト此文字ヲ書ベシ候様ニト、被仰出候由、宗門改之節、

右文字ニ相認候様ニト、吉利支丹奉行江被仰渡在之候事。

（貞享元年十二月三日）

一、吉利支丹類門之者共、病死致候ハ、此以後ハ火葬ニ不

在、土葬ニ仕指置可申候事。

一、右類門之者、此以後無油断相改、病死之節ハ、早速可申出候事。

右之通、被仰渡在之候事。

このように服忌令と切支丹禁制とは深い関係があり、服忌令において家中・町中・郷中など領民を親類縁者という服忌掛りの親族集団グループ単位で把握して統制しようとし、切支丹禁制においても切支丹本人だけでなく親族集団グループを監視の対象としようとしている。幕府は、貞享四年（一六八七）六月廿三日に切支丹類族改を制度化し、切支丹及び類族・忌掛りの親類の書付提出・檀那寺の調査・遺体の処置法等を定めた古切支丹・転切支丹類族改に関する詳細な八ヶ条の覚書を令達するとともに、諸藩に対して領内の類族帳（存命帳・死失帳）を作成して、毎年二回（七月と十二月）の報告義務を課している。讃岐高松藩で最も早い切支丹類族帳は、管見のところ、元禄六年（一六九二）六月五日の「切支丹類族町方預り御改書上」（鎌田共済会郷土博物館所蔵）である。

覚

一、前々切支丹宗門之由にて本人有之ニおゐてハ、何年以前何方ニ而僉議有之而、何年以前ころひ候邪宗門之者にて候得共、切支丹を依訴人仕候、其科を被成御免、在所江帰罷在

候哉、其わけ委細書付可被申事、

一、右ころひ候前々切支丹之者有之、只今迄も預被差置候哉、又ハ何にても面々職仕罷仕候哉、其わけ老人宛別ニ委細書付可被申事、

一、最前切支丹にてころひ不申以前之子ハ、男女ともに本人同前之儀候間、本人之内江書入可被申候、但、ころひ候以後之子供ハ、男女ともに類族之内江書付可被申事、

一、前々切支丹ころひ候以後、檀那寺可有之候、何宗旨に成候而常々寺へ参詣仕候哉、其寺江付届常体ニ仕候哉、珠珠等とも持、父母之忌日に寺江も参、又ハ持仏などをもかまえ、香花をも備候哉、其趣檀那寺惜遂僉議、又ハ下人等召仕候者有之候ハ、其下々迄念を入、可被致穿鑿事、

一、切支丹之儀ハ不及申、宗旨疑敷者於有之ハ、御科ハ御代官、私領ハ其地頭江可訴之、勿論切支丹奉行江早々申遣之、品ニ寄急度御ほうひ可被下之、尤同類たりといふとも、其科をゆるし、あたをなさゝるやうに可被仰付之、若隠置、後日に於頭ハ、可為曲事事、

一、類族之者忌掛り候親類并聳舅吟味有之而、書付可被申候、此外ハ不及書付候、尤諸親類等迄他国江差放遣之儀、堅可為無用候、但、参候ハて不叶わけ於有之ハ、切支丹子孫のわけ参候所江可申届候、御料ハ御代官、私領ハ其地頭江も可相違候、何年過候とも、其わけ切支丹奉行江も申達、帳面をも書直シ候様ニ可仕事、

一、前々切支丹宗門之者果候ハ、死骸ハ塩詰ニ仕差置、切支丹奉行差図次第二可仕事、

一、類族之者果候ハ、死骸等遂吟味、別条於無之ハ、檀那寺にて取置、其趣を帳面にしるし、毎年七月十二月両度に切

支丹奉行江差出、帳面除かせ可被申事、

右之趣、早速相改、帳面に記之、キリシタン奉行江可被差出候、帳之奥書等之儀ハ奉行中より可相違候、前々より切支丹宗門もの無之方江も、為心得不残相触候之間、可被得其意候以上。

六月⁽⁸⁾

貞享四年十月には、切支丹宗門の禁圧を含む諸寺院条目が出され、寺院の役割は邪宗門摘発にあるとしている。

諸寺院条目

一、寛文二年酉四月、従公儀被仰出候、切支丹馬転道、入滴、

耶蘇宗門之儀、堅御停止ニ候、各寺旦那之者、門前召抱共ニ急度可遂吟味、若不穿鑿ニ而、脇より訴人於有之ハ、急度可為曲事、

(中略)

一、旦那之儀ハ、減在一通りニハ無之候段、公儀御法度之弥邪宗門御改之依為役寺、其旦那血脈相続之儀、急度相改可申候、別而近年於遠国切支丹類族、公儀江敵対有之、当六

月、諸国之国主地頭官領并新条目御触出可奉承知、嚴鋪旦那之者太申渡、此上ニも怪敷隱密之聞有之族者、急度相改、宗旨御役所江相断可申事、

(中略)

一、寛文中御条目ニも被仰出候通、旦那之者病死之砌、怪敷躰者勿論、悪名之聞等有之ハ、其家内親類共、急度致吟味、子細有之ハ、役所江申出、詮議申請候而、御役所之指図次第可有葬送、若隱置、後日露顕於有之ハ、旦那寺可為越度事、

一、雖為四邪宗門之外、其宗旨之外邪法株修行仕者有之ハ、急度相断、法行之次第を以、御役所江相訴可申事、

右之条々、急度相守可申候、若違反之者於有之ハ、可為曲事者也。

貞享四年卯十月⁽⁸⁾

元禄八年(一六九五)六月には切支丹本人の生存がなくなったため、切支丹類族改令が整備されて、切支丹の転宗以前に生まれた子を本人同前として、男子は五代目の耳孫まで、女子は一代減じて玄孫までが類族と規定された。このときから切支丹類族の移住は、享保三年(一七一八)に解禁となるまで原則として禁止となった。高松藩では元禄九年十二月十五日に次のような法令が発令され、切支丹宗門改を尚以て入念に行うよう命じている。このように切支丹本人がいなくなった後でも尚引き続き宗門改が行わ

れたのは、宗門改の主目的が切支丹の取締りから人口調査へと移ったことを示すものと考えられる。

一、切支丹宗門改之義、弥堅可相守、兼而御定之通、御家中并町中郷中ニ至迄、夫々之役人、尚以念入可相改、若不審成ル者於在之ハ、急度可遂穿鑿事⁸⁴。

三 服忌令等葬送儀礼による藩主権威の確立と家族親族秩序の形成

(一) 藩主の死をめぐる諸儀礼による藩主権威の確立

江戸時代の各藩主は、現世においては將軍から代替わりごとに発給される領知宛行状によって領国支配権という権力の行使を認められるとともに、將軍家との関係や各大名家の資格に応じた身分的権威を付与されていたといえる。さらに、死後においても前藩主として、葬儀や法事等の葬送儀礼等を通じて、その都度領民たちに藩主家の権威を強く意識させるなど、藩主支配の正当性と幕藩制的社会秩序の維持強化に大きな影響を与えていたと考えられる。特に藩主の死に際して行われる服忌関連規制によって、家中及び領民たちは厳格な身分秩序や家族親族秩序の存在を再確認する機会となった。その意味で服忌令の発令と実施は、社会秩序の再編や維持強化にとって、極めて重要な法令であったといえる。高松藩における「定式」之服忌は、幕府服忌令に準拠したものであったと思われるが、藩政における武断政治から文治政治へ

の転換期に重要な役割を果たしたものと考えられる。

高松藩では藩主の葬儀や中陰の法事は菩提寺で行われ、その後御墓所に葬られて百か日・一周忌・三年忌中などの年忌法要を経て、藩主「家」の先祖として祖霊化していったと考えられる。このように藩主の死から葬儀、中陰等の法事、一周忌等の年忌法要、祖霊迎えとしての七夕・盆等の年中行事など、長く続く「藩主の死をめぐる諸儀礼」を通じて、高松藩では松平「家」の永続性と松平「家」による領国支配の正当性を領内各層各地域に知らしめていったと思われる。藩主は死してなお、領内支配をし続けることを期待されていたのである。このような「藩主の死をめぐる諸儀礼」を行う重要な儀礼の場となったのが、高松松平家の菩提寺と御墓所である。この二つは、領国支配の象徴である高松城とともに、死後もなお藩主の存在を領内に示すものとして極めて重要な施設であった。そのため、その場所の選定については、領内の歴史的地理的な要地を選んで配置したものと考えられる⁸⁵。

まず高松藩松平家関係の菩提所について、五代藩主松平頼恭の時代にまとめられた「穆公遺訓諸役書記」によれば、次のような菩提所があったことがわかる。これら関係寺院の領内配置状況をみれば、高松城下中央には、高松藩初代藩主松平頼重以下代々の御位牌所霊仏堂がある浄願寺を中心とした四ヶ寺の塔中、城下西には將軍家の御位牌を祀る本門寿院、城下南には初代藩主松平頼重の生母久昌院の霊屋と二代藩主松平頼常の正室本寿院の御位牌を祀る廣昌寺、城下南西には二代藩主松平頼常の生母親量院の御

墓所である靈源寺、城下各所には由緒ある禪宗寺院というように、城下交通の要所に位置する寺院を將軍家及び松平家關係の御位牌所及び菩提寺として寺領を与えて保護している。このほか淨願寺には御正忌月勤めの四ヶ寺として、西から那珂郡・香川郡・寒川郡・大内郡という領内要地の寺院がそれぞれ指定されている。いずれも高松城を中心として、歴史的に由緒のある寺院を選んで適地にバランスよく配置して領国支配を円滑に行おうとしていることがよくわかる。宗派についても淨土宗・天台宗・法花宗・禪宗を程よく選んで互いに牽制し合わせるように仕向けて寺院統制を深めるとともに、中・西讃岐に勢力を張る真言宗については警戒しているふしが見られる⁸⁶⁾。

御菩提所

寺領三百石 高松淨土宗 淨願寺

塔中

称名院

養通院

善昌庵

長昌庵

右寺内ニ 源英様御靈屋其外、御代々 上々様御位牌所靈仏堂
御座候而、御年忌々々ニ御法事右之寺へ被 仰付候、右四ヶ
寺之塔中者淨願寺江相詰申候

寺領五拾石 香川郡笠居村淨土宗 国清寺 高松より

道法一里余

同 大内郡白鳥村右同宗 永国寺 高松より

道法八里程

同 寒川郡志度村右同宗 東林寺 高松より

道法三里程

同 那珂郡岸上村右同宗 真福寺 高松より

道法七里程

右者淨願寺江御正忌月ニ罷出相勤申候、四ヶ寺と唱申候

寺領百石 高松町端天台宗 本門寿院

右者 公儀御位牌所ニ而御座候

寺領百拾石 高松法花宗 廣昌寺

右者 久昌院様御靈屋并 本寿院様御位牌所ニ而 御年忌

御法事被 仰付候

寺領百石 高松町端禪宗 靈源寺

右者 親量院様御墓所ニ而、御年忌御法事被 仰付候

高松禪宗 慈恩寺

法泉寺

実相寺

見性寺

右者御帰依と相唱申候而寺格宜御座候、何れも寺領被下候
寺領御朱印三百石 仏生山淨土宗無本寺 法然寺
高松より南へ当り道法二里計

右者山之上ニ盤若台と申場所、源英様御納所ニ而御座候而、其

外右之所 上々様御墓所ニ而念仏堂御座候、道心者相詰居申候、右之寺者 源英様御取立被遊 御朱印地ニ而御座候、外御墓所と違候而紫衣地ニ而格式御会釈被遊来候、町並四五丁も御座候而、高松郷中他国よりも参詣人有之程之御寺ニ而御座候

寺領百石 御帰依格 日内山律宗 靈芝寺

高松より東へ当り道法四里計

右者寺内端山手ニ 源節様御納所御座候、儒法ニ被 仰付候故、右之寺江御納被遊候ニて無御座候ニ付、御墓所と申ニてハ無御座候、御年忌ハ浄願寺ニて被 仰付候。

大名墓は、一般に大名家の領国支配の正統性と格式序列を象徴する記念物であるとされている⁸⁷⁾。

高松松平家の御墓所については、高松城下の南郊にして阿波への道筋にあたる仏生山と、二代藩主松平頼常と九代藩主松平頼恕の霊を祀る東讃岐の日内山の二か所が適地に選ばれ、荘厳な御墓所が造営されている。これによって、現藩主が居城する高松城を南と東から歴代藩主たちが見守り、それを精神的バックボーンとして支えるという讃岐高松藩における領国支配の地理的精神的トライアングルの構図が出来上がったのである。特に仏生山には菩提寺法然寺を建立するとともに、高松松平家一族の墓所として大規模な般若台を造営して、高松藩を精神面から鎮護する役割をもたせたものと推察される。この高松松平家墓所の造営原理について、胡光氏は、この地が池に囲まれ、高く築かれた石垣など山

城の様を示しており、巨大な仏堂は軍兵の駐屯をも容易としていることから、初代藩主松平頼重が、高松城天守閣造営や海側の北の丸造営と並行して法然寺造営を行い、高松城南方の防衛ラインとして阿波に向かう塩江街道を抑えるとともに、領内支配の礎を築くものとして、その軍事的役割についても言及している⁸⁸⁾。

(二) 「家」の成立と家族親族秩序の形成

① 「家」の成立

「家」とは何かについて、笠谷和比古氏は「親子・夫婦の血縁家族というものを核にはしてはいるけれども、しかし単なる家族ではない。血縁家族を超えたある客観性をもち、しかも世代を重ねて継承されていくような永続性をもった存在である」とし、「家産(所領)・家業の保持継承を目的として構成されていたもので、家名の連続性をシンボルとして、親―子―孫と続く男子直系親族によって継承されていく独自の社会単位」であると定義している⁸⁹⁾。「家」は固有の「家名」「家産」「家業」をもって、世代を超えて永続的に継承され、葬送儀礼や先祖祭祀の場面を通じてその「家」の系譜性を再認識するとともに、家長の地位の直系性を優先するところに日本の「家」の特徴がある。

高松藩において、このような「家」が成立するのは、十七世紀半ばの寛文・延宝検地によって小農が検地帳に記載されて自立し、藩財政を支える本百姓体制が確立した頃である。この時期は同時に高松城天守閣の造営や軍役帳・分限帳を作成して家臣団編成を

完成させるなど、藩体制が確立する時期でもあった。自立した小農は大農隷属から独立して新たな「家」を形成し、その「家」々を檀家として取り組むことで、近世的な寺院が成立するなど、寺檀制度整備への基礎が出来上がったのである。こうして新たに成立した「家」々では、家長を中心とした「家」意識の芽生えや「家産」保持願望などが強くなり、先祖祭祀に対する関心が高くなってきた。特に葬送儀礼は、最も「家」を意識する場面であり、後継者を披露する意味合いを持っていたので、その後の死者供養・追善供養・先祖祭祀は、家の継承者にとって重要な儀礼であった。そして「家」の構成員たちは、時代ごとにメンバーを代えながら、これらの儀礼を通して「家」の系譜性を実感していったのである。この「家」の系譜性とは、先祖から下位世代への家筋の重視であり、それは先祖を祭祀することによって意識されたのである⁽⁹⁰⁾。このような江戸前期における社会構造と領民意識の変化が、服忌令を受容する社会的素地となっていたのである。

「家」の成立と先祖祭祀に関する関心が高まると、必然的に葬儀や死者供養のための墓所場や葬礼場が必要となり、また墓標としての石塔や墓石の重要も高まってきたと思われ、高松藩では、次のような墓所場の指定や葬礼場への立入制限、石塔・墓石の設置制限に関する触れを出している。それだけ家中・領民の間に、服忌や葬送儀礼に関する関心や意識が高まっていたことがわかる。

寛文四年（一六六四）七月十五日

一、今度、西浜墓所場普請在之、其上無常堂并火屋抔致出来候間、自今以後、何宗ニ不寄相果候者ハ、西浜墓所場ニ而葬礼可仕候、外々之所江遣シ申間敷候、此通、其町切ニ裏屋借屋之者共迄委可申聞者也⁽⁹¹⁾。

寛文七年（一六六七）十一月三日

一、死人在之、葬礼場江諸侍出間敷候、忌掛り之分ハ格別、但よしみ無之無縁之者に候ハ、或ハ頭横目迄相断見届ケ可申候、縦ハ頭たりとも家老たり共忌掛り間敷者ハ、葬礼場江無用之事。

右之通、江戸より堀蔵人奉リニ而、御家中江相触候得と、横目水野七郎左衛門江申渡候、以上⁽⁹²⁾。

元禄二年（一六八九）十月廿九日

一、侍分野屋敷たりといふ共、屋敷之内ニ死人葬候義ハ不及申
二、墓所仕候義無用ニ候、若有来之墓在之候ハ、且那寺江令相談取退可申候事⁽⁹³⁾。

宝暦四年（一七五四）四月廿五日

大政所

大還筋者勿論、田地中ニ猥りニ塔墓を建、墓守与名付、傍ニ小屋作りヲも致、何之謂茂無之ニ、自然与草庵之こくとく相成候義、

爰彼所々相聴候、右様之義堅可向後停止ニ可仕候、墓所之儀、古来より有旧候土地之外、曾而不相成義与心得候様ニ、夫々江可申渡候、且又辺路道しるへの石牌之片はらニ、顔無之て新法ニ石仏を建置候事とも、是又無用ニ候、屋敷構之内者、墓所之義ハ勝手次第たるへく候、但、五年已来右躰之義有之場所、早々詮義いたし、書付指出可申候⁹⁴⁾。

江戸中期以降、幕藩体制に緩みが生じてくると、幕府は、寛政元年（一七八九）三月に全国に向けて「この月、松平越中守定信論されしは、公料私領は更にも云はず、市井田里を論せず、前々より孝行また奇特なるもの褒賞もありしは、記録あるかきりは、国郡、姓名、言行にいたりて、写し取りて出すへしとなり」との触れを出している⁹⁵⁾。このとき各地から書き上げられた事例は、幕府学問所の関係者の手で整理され、享和元年（一八〇二）に『官刻孝義録』として刊行されたが、そのねらいは、孝行・善行者の行為を民衆の生き方の模範として人々に示すことにあったといえる。

このとき讃岐から推薦された孝行・善行者は、『官刻孝義録』巻之四十に掲載されており、讃岐国八八人のうち松平讃岐守領分の関係者は六三人で、内訳は百姓が五六人、町人が二人、家来下男が二人、元大庄屋・座頭・水夫娘がそれぞれ一人ずつであった。また内容別では孝行者が五八人、兄弟睦者が二人、奇特者が二人、忠義者が一人であった。このうち大内郡与田山村の金石衛

門六十八歳は、母思いであったが、「いく程なくて母もなくなり、弟も妻もうせはて、子の十歳になりけるをおふしたてしか、舅の甚太郎も死し、その子も世を早くして跡絶しをなけき、其家の器物をうりしろなし、ことごとく菩提寺へ施し、位牌は己か家に持ち帰りてそれぞれの年忌を吊らへり」（傍線筆者）と推薦理由が書かれており、金石衛門は貧しい家筋でありながら先祖への弔いと孝心によって、七代高松藩主松平頼起より孝行者として天明三年（一七八三）五月に父子ともに褒美米を授かっている⁹⁶⁾。つまり、領主にとって理想的な領民の姿は、金石衛門のように貧しくとも親への孝行や檀那寺への施し、先祖への供養を怠りなく行う家族親族思いの勤勉な孝行者であり、隣人や地域社会に奉仕する善行・奇特者などであった。

家中においても、承応三年（一六五四）正月廿八日の條々に次のような条項があり、親不孝者には跡を継がせず、隠居後の不孝についても知行を召上げる措置をとるなど、藩をあげて親孝行を奨励していることがわかる。

條々

- 一、親ニ不孝之者ニハ跡職被下間敷候、若親隠居之以後於不孝
- ハ、御穿鑿之上三而其身之知行可被召上事、

（中略）

右条々、於相背ハ、為過料と銀壹枚可被出事⁹⁷⁾。

②家族親族秩序の形成

高松藩では、寛文・延宝期の検地を経て小農が自立し「家」が成立すると、天和貞享期の文治政策や服忌令の導入等によって、忠孝を奨励し儀礼や格式を重視する新しい「礼」的社會秩序づくりを行うために、社会各層における親族の範圍を定めて、身分秩序や家族親族秩序の規律化を図ろうとしている。

親類縁者に対する領民の認識や当局の取締り意識は、既に松平家の高松入部以前から讃岐にはあったことが次の史料からもわかる。

某起証文

敬白起請文前書之事

- 一、今度被 仰付吉利支丹宗門御改之儀、書物仕指上ケ申通少も相違無御座候事、
- 一、私縁者・親類・知音、或ハ商人他国より来候は、宗門相改不審に存候者御座候は、宿をもちし申間敷候事、(傍線筆者)

- 一、此連判之内、縦雖為親子・兄弟・知音吉利支丹宗門之者御座候者、可申上候事、
- 一、面々召仕候男女、不審成宗門之者抱置申ましき事、右之條々於相背二者、忝も上者梵天、帝釈、四天王、惣而日本国中大小之神祇、(中略)、仍起請文如件、

寛永拾三年(一六三六)

正月廿一日

進上

下津平左右衛門 様宛

これは、前年(一六三五)に幕府が諸大名に対して、家中と領内に宗門改を命じたのに対して、領民側が藩に提出した俗請形式の起請文である。ここで注目すべきは、親子・兄弟・知音が連判していることである。このほか縁者・親類・知音が他国から来た場合の取扱いについても言及しているところから推測すれば、この時期には既に領民の間に親類・縁者という範圍概念と認識があったと考えられる。

また、幕府においても武家に対する諸法度の中に親類縁者、知音傍輩という区分認識を前提とした指示事項があり、武家社会の中にもこれらの親族縁者認識が定着していたことがわかる。

諸法度

- (前略)
- 一、喧嘩口論若在之刻、或ハ存親類縁者之因、或依知音傍輩之好致荷担、是非之助言堅令禁止之、於違犯之輩可為曲事、(傍線筆者、以下同じ)
- (中略)
- 一、就有病人暇申上輩、或其親類縁者、或得療治医師之口上迄致穿鑿、寄合組ハ留守居ヲ以可申上、有番頭ハ頼相番為助番其上番頭ヲ以可申上、但暇之義二親之煩可出之、妻子之

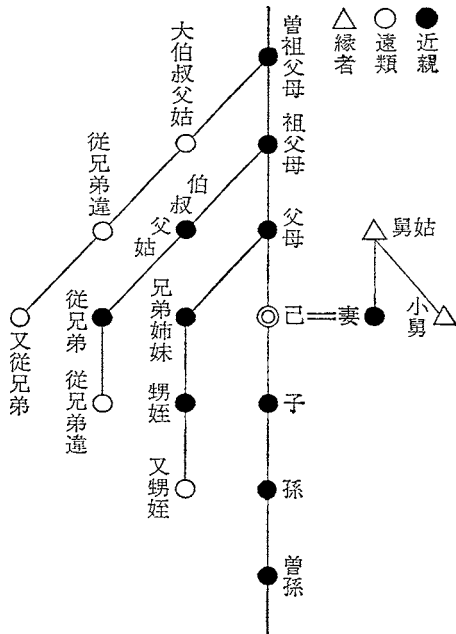


図1 「江戸幕府親族関係図」

(鎌田浩「日本法史における親族の範囲」
『講座・家族6』による)

煩可依其品、余無類方ハ可出之事、

一、諸侍長病之輩、病体委細番頭組頭並横目江直ニ相断可療治、若氣むらなる有病人ハ、親類縁者ハ勿論雖為知音傍輩

無遠慮、番頭並横目相断可致養生、於油断ハ可為越度事、

一、勘当之者雖為親類縁者、一切不可致許容、惣而牢人者抱置事令停止畢、於親類縁者不通者、其頭々或ハ横目ニ相断、着帳可抱置、違背之族可為曲事也、

一、惣家中又若党以下中間小者、(下略)

附リ、又者共不依上下他家中江奉公人不可致、口入親類縁者たりといふ其人請ニ立間敷事、違背之族急度可為成敗事、

(下略)

右條々、堅可相守者也。

寛永十六年(一六三九)六月日⁹⁸⁾

幕府法では、元文元年(一七三六)十月十一日の達に「右願候 當人親類と有之は、又従弟迄之事ニ候」(『徳川禁令考』前聚第四 帙、吉川弘文館、四〇五頁)とあり、又従弟までが親類であるとしている。親類は互いに服忌を受ける関係にある近親として、服忌令にその範囲と服忌の軽重が定められていた。また、縁者は、夫の父母と子の妻との関係を除いたその他の姻族関係に基づく身分であつて、通常妻の父母・兄弟姉妹・時に女子の嫁した夫・子の養家先の妻がこれに数えられたが、法制上明確な規定を欠いていた⁹⁹⁾。

高松藩では、享保九年(一七二四)十二月廿三日付の書付にも次のような服忌関係記事がみえる¹⁰⁰⁾。

- 一、養子願之義相改被仰出候間、寄々可申渡旨、老中申聞在之書付左之通、
- 一、養子願之義可撰同姓、若相応之者無之候ハ、外戚ハ孫甥従弟、忌掛り候分也、
- 一、同姓継他家候者ハ、准ニ外戚忌掛り分也、
- 一、賀遺跡ハ、養女忌掛り尤節目在之者ニ候ハ、可及詮義候(傍線筆者)、

右之外、向後願出候共被仰付間敷候間、願書請取申義無用ニ候、尤寄々可申通旨、可申聞候。

これによると、養子は同姓の者を撰ぶか、外戚なら「忌掛り分」から撰ぶよう命じており、高松藩においても、服忌の意識が定着していたことがわかる。また、明和三年（一七六六）十二月六日付けの触れには、他人を養子に願ひ出る場合には、服忌掛りの親類や遠縁類に相応しい者いなきに限り、他人のうちから家柄之筋目を糺して願ひ出るようにせよと命じている¹⁰⁰。このように服忌令による忌掛りの関係が親族の秩序づくりの基礎となつていくことがわかる。鎌田浩氏は、服忌令公布の意義について「儒教的家族倫理、さらにその拡大としての親族倫理を以て、漸く弛緩のきざしをみせつつあつた幕藩体制社会の身分制補強を意図した点に、この服忌令の担わされた政治的意義を認めなければならぬ」と述べている¹⁰¹。

一、他人ヲ養子ニ願候義ハ、忌掛之内并遠縁類ニも相応之者無之ニ付、他人ニ而筋目ヲ糺シ相願候得ハ、済来候、然ル処筋目と計ニ而ハ軽重不分明ニ而、右筋目と在之ハ、家柄之筋目ヲ可撰と之事ニ候間、其旨可相心得候事。（傍線筆者）

（三）藩政の確立と「親類書」の提出

初代高松藩主松平頼重は、徳川家康の孫にあたり、江戸城中

溜間詰の御家門大名として御三家に次ぐ格式の待遇を受けていた。寛永十九年（一六四二）の高松入部以来、上水道を敷設して城下町を整備するとともに、寛文十年（一六七〇）には天守閣を造営したのに引き続き、寛文十二年には高松城の城普請を完成させるなど、高松城及び城下町の建設に力を入れ、藩政の拠点づくりを行った。また、寛文元年（一六六〇）には、家臣団に対して軍役人数割を行い、同十一年には高松藩の軍役帳と分限帳を作成するなど、家臣団編成を終えたとともに、この間、寛文五年から同十一年にかけては領内で検地を行い、近世的な村と本百姓体制を創出させた。このようにして高松藩では、藩政の中心地である高松城の造営と城下町の建設、藩政の執行組織を掌る家臣団の編成、寛文六年の藩法の整備、寛文八年の寄せ宮政策による寺社の整理、藩財政を支える近世的な村と本百姓体制の創出など藩政を進めるにあたって必要な諸条件が整い、藩体制と藩政が確立したものと考えられる¹⁰²。

高松藩では、この後、三代藩主松平頼重のとき、家中統制の一環として家臣団の系譜性と親族関係を把握するために、家臣に対して毎年「親類書」を提出するよう命じている¹⁰³。

宝永三年（一七〇六）十月廿八日

一、先年被 仰出候親類書、毎年正月二月之内、改ニ指出候筈之処、今年ハ未親類書改不指候方在之候間、来ル十一月十五日迄之内、改可被指出候、尤明年よりハ、弥先年之通

被仰付候通、正月中旬より二月中ニ、無滞急度相納候様ニ可被致候。(傍線筆者)

また、五代藩主松平頼恭の延享四年(一七四七)正月廿八日には、藩政改革の一環として、城内に記録所を設けて役所の帳面類を整理するとともに、「親類書」をもとに諸士の履歴や家格・家禄を一覧にした「登士録」を作成し、歴代藩主の実録を編纂するなど、行政書類と人事管理資料の集中管理による藩政の刷新と継続性に力を注いでいる¹⁰⁵。

一、御家中諸士の系図、寛永以来年久敷事故、或は間違或は紛失いたし、旧記も不慥候、諸役所の帳面には記し之候得共、日次を追て記し候もの故、繰出し候にも大抵の事にては行届不申事多く在之候所、延享四丁卯年正月廿八日、記録所を御立被成、諸役所帳面を集めて類を以て一所に寄せ候様に被仰付、登士録と名付、百年以来の諸士の履歴格録、一覽して尽す様に相成候、又、御代々の御実録を撰ひ、其外門類を分て、三十六箇条の記録被仰付、古来よりの事明白に相成候。(傍線筆者)

「親類書」の提出義務は、領内神社の社家にも及んでいたことが、寛政九年(一七九七)の「御上ヨリ所持廻文扣帳」(岩部八幡神社蔵・池田家蔵)によってもわかる¹⁰⁶。高松藩の「親類書」

の形式と内容については不明であるが、「親類書」はあくまでも藩主に忠誠の証として提出するものであり、主君に対する奉公義務者である該当「家」の当主が、自らに関係する親類とその続柄を書き上げたものと考えられる。すなわち高松藩では、各「家」の当主が制度的な身分として直接編成され、それ以外の者は当主との親族関係や主従関係に基づいて間接的に把握されていたといえる¹⁰⁷。

また、安永三年(一七七四)十二月朔日には、次のように例え縁組をした場合でも実際に祝儀を取り交わした後でないとして、「親類書(親類書)」には妻と記載してはならないと命じるなど、親族関係の秩序の維持については厳しいけじめをつけている臨んでいることがわかる¹⁰⁸。この場合の「親類」とは、親類・縁者・遠類・本末家の総称のことと、親類よりやや幅広い概念であると考えられる。

一、縁組願相済候得ハ、「親類書」も妻と認来候得共、向後右願済候而も、祝義取かわし不申候内ニハ「親類書」三載申候ニ不及候、祝義取かわせ申候得ハ、「親類書」ニ妻と書出可申候、但、婿舅縁之兄弟ニ付遠慮等申出候義も右ニ准シ、祝義取かわせ候以後申出候義と相心得可申候。(傍線筆者)

このようにして高松藩は、家中及び領内の各寺社から「親類書」を毎年提出させることによって、藩主権威を再確認させると

ともに、町方・郷中に対しても親類を含む「家」を一つの社会集
団単位として相互に扶助と責任を負わせて、各「家」の家格や格
式・筋目に応じた幕藩制的社会秩序を築き上げながら、領内支配
力を強化していったのである。

註

- (1) 新谷尚紀『お葬式―死と慰霊の日本史―』吉川弘文館、二〇〇九年、二四頁。
- (2) ロベール・エルツ著、吉田偵吾・内藤莞爾・板橋作美訳「死の宗
教社会学―死の集合表象研究への寄与―」『右手の優越』ちくま学
芸文庫、二〇〇一年、三七頁～一三八頁。
- (3) アルノルト・ファン・ヘネップ著、綾部恒雄・裕子訳『通過儀礼』
弘文堂、一九七七年、九頁。このほか、死をめぐる様々な儀礼に
込められた象徴的意味を引き出して、死の持つ社会的・文化的意
味を考察した死の儀礼研究必読書として、ピーター・メトカーフ、
リチャード・ハンティントン著、池上良正・池上富美子訳『死の
儀礼―葬送習俗の人類学的研究―』（未来社、一九九六年）がある。
江川温「死の比較的研究」『史学雑誌』第一一五編第九号、史学
会、二〇〇六年、三八頁。深谷克己氏は、江戸時代では死者もま
た生前の身分を引き継ぎ序列化され、生者の世界に大きな影響を
及ぼしたと述べている（『死者のはたらきと江戸時代』吉川弘文館、
二〇一三年）。
- (4) 草薙金四郎『穆公御茶事記』讃岐史談会、一九五六年。松浦正一
『高松藩祖松平頼重傳』松平公益会、一九六三年。松原秀明「諸大
名の奉納物と代参の記録」『金毘羅庶民信仰資料集』年表編、金刀
比羅宮社務所、一九八八年。御厨義道「高松藩主の『舟遊』につ
いて」香川県歴史博物館『調査研究報告』一号、二〇〇五年。同
『高松松平家の官位について』『ミュージアム調査研究報告（2）』
二〇一〇年。同「高松松平家における大名間交流」四国地域史研

究連絡協議会編『四国の大名―近世大名の交流と文化―』岩田書
院、二〇一一年。拙稿「藩政成立期における藩主の『鵜鷹遣遥』
的行為の政治文化史的意義―初代讃岐高松藩主松平頼重の藩政に
おける「遊獵」「舟遊」等の位置づけ―」『高松大学研究紀要』第
五八・五九合併号、二〇一三年など。

(6)

小宮木代良「幕藩政治史における儀礼的行為の位置付けについて」
歴史学研究会編『歴史学研究』七〇三号、青木書店、一九九七年、
八三頁～八九頁。大友一雄「日本近世国家の権威と儀礼」吉川弘
文館、一九九九年。同「近世の国家的祭祀儀礼に関する基礎的研
究」文部省科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇〇年。同「近
世の武家儀礼と江戸・江戸城」『日本史研究』四六三号、日本史研
究会、二〇〇一年、四六頁。二本謙一「武家儀礼格式の研究」吉
川弘文館、二〇〇三年。青木保「儀礼の象徴性」岩波書店、二〇
〇六年。伊藤幹治『贈答の日本文化』筑摩書房、二〇一一年。桜
井英治『贈与の歴史学』中央新書、二〇一一年など。

(7)

藤川正数「平安朝における服忌制についての一考察」『香川大学
学芸学部研究報告』第一部第八号、香川大学学芸学部、一九五六
年、一頁～二三頁。同「本朝服忌制についての諸問題（その一）」
『香川大学学芸学部研究報告』第一部第九号、香川大学学芸学部、
一九五七年、一〇三頁～一四〇頁。同「魏晉時代における喪服礼
の研究」敬文社、一九六〇年。藤川正数「葬礼」「喪服礼」「礼の
話―古典の現代的意義―」明徳出版社、一九九三年、九四頁～
一四八頁。横井金男「祖先崇拜と神祭祀」『香川県史』第一巻、原
始・古代、香川県、一九八八年、九四一頁～九四五年。武田明「葬
送」『日本の民俗37香川』第一法規出版、一九七一年、一六三頁～
一八九頁。同「讃岐の葬送習俗」『讃岐の民俗と暮らし（上）』美巧社、
一九七七年、八二頁～一〇六頁。同「日本人の死霊観―四国民俗
誌―」三一書房、一九八七年。谷原博信「葬送儀礼の課題」『香川
の民俗』五九号、香川民俗学会、一九九六年、一二二頁～一二九
頁。秋山照子「近世から近代の讃岐地域における葬送儀礼と供応
食―庄屋文書の分析を通じて―」日本家政学会食文化研究会編『食

文化研究』一卷、二〇〇五年、三頁〜一五頁。胡光「高松松平家墓所の造墓原理―法然寺における藩祖頼重・三代頼豊墓所を中心に―」『香川史学』第三九号、香川歴史学会、二〇一二年、一頁〜十六頁。拙稿「鳴物停止令・服忌規定の制定と藩権力の確立」『讃岐歌謡史―讃岐歌謡の風土と歴史的研究―』青史舎、二〇〇一年、五〇頁〜五二頁。

- (8) 内堀基光・山下晋司『死の人類学』講談社、二〇〇六年、二二頁。近藤剛「葬送倫理試論」『宗教研究』八六卷四輯三七五号、日本宗教学会、二〇一三年、三四五頁〜三四六頁。アメリカの比較政治学者ガブエル・アーモンドとシドニー・ヴァーバは「政治文化とは政治体制の背後にあって体制を支えているものであり、政治的対象に対する心理的指向である」と述べている（ガブエル・アーモンド、シドニー・ヴァーバ著、石川一雄・薄井秀二ほか訳「現代市民の政治文化―五カ国における政治的態度と民主主義―」勁草書房、一九七四年）。また、河合香吏編「制度―人類社会の進化」（京都大学学術出版会、二〇一三年）では、「制度」という言葉の意味を広くとり、慣習や規則を「制度」としてとらえ、それが人類社会においてどのように生成し、進化していったかを考察している。二〇〇二年度大会報告趣旨説明・合同部会「儀礼と権力」『歴史学研究』七六二号、青木書店、二〇〇二年、六〇頁〜六一頁においても、人間の行動を規律化する儀礼文化と権力の切り結ぶ相互影響関係の多様性と共通性を論じる「システム論」について、儀礼が権力、あるいは権力が位置づけられるべき秩序全体に対して果たしうる役割とは何か。権力の背景にある当時の秩序観と儀礼の関係に重点を置いて学際的な視点で議論している。
- (9) 香川県立文書館史料集1・2「高松藩御令條之内書抜」上・下巻、香川県立文書館、一九九八年・一九九九年。上巻には「源英様御代御令條之内書抜」（初代藩主松平頼重）、「源節様御代御令條之内書抜」（二代松平頼常）、「源惠様御代御令條之内書抜」（三代松平頼豊）、「源懐様御代御令條之内書抜」（四代松平頼桓）、「源穆様御代御令條之内書抜」（五代松平頼恭）、下巻には「源定様御代御令

條之内書抜」（六代松平頼眞）、「源欽様御代御令條之内書抜」（七代松平頼起）、「源襄様御代御令條之内書抜」（八代松平頼儀）、「源愨様」（九代松平頼恕）が収載されている。

- (10) 「源英御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、九五頁。これより以前、讃岐では大永七年（一五二七）の「大水主社御服忌令之事」三七ヶ条（香川県編『香川叢書（第三）』名著出版、昭和四十七年、七〇七頁〜七〇九頁）などに代表されるような神社服忌令が存在していた。

- (11) 「源英御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、七頁。のちに「忌掛りの親類」という言葉は、領民を対象とした御触類にも多く見られるようになるが、これは火事場に駆けつける者を制限する規定でもあった（林由紀子『近世服忌令の研究―幕藩制国家の喪と穢―』清文堂、一九九八年、二二二頁）。

- (12) 「源穆様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、二二二頁。

- (13) 関義臣「服假沿革略考」金港堂、一九一三年、一頁、三六頁。古代令制では服制と喪假制とは別個の規定であり、後世のような服忌制として存在していなかった（明石一紀「古代の喪礼と服假制」孝本貢・八木透編『家族と死者祭祀』早稲田大学出版部、二〇〇六年、二二頁）。服忌令の起源は、中国春秋戦国時代の経書『儀禮』の喪服篇に遡ることができ、古代中国では、喪礼こそが一般人の礼の中心であるとされ、親族が死亡した場合に喪に服すべき日数と着るべき喪服の種類が、親族の親疎に応じて唐代に五服制が確立した。日本では、これが令の規定に取り入れられ、喪葬令服忌條となったが、中国から受け継いだ服と、服の期間に応じ与えられる假との二制度を併存せしめた（林由紀子『近世服忌令の研究―幕藩制国家の喪と穢―』清文堂、一九九八年、四頁）。
- (14) 服忌及び服忌令に関する研究については、関義臣、原勝郎、中田薫、滝川政次郎、高柳真三、藤川正数、鎌田浩、平松義郎、服藤弘司、大竹秀男、脇田修、水林彪、岡田重精、高埜利彦、大藤修、

- 高野信治、林田由紀子、中川学らの研究が知られている。
- (15) 「源懐様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一八四頁～一九〇頁。
- (16) この時、頼豊の御遺体の御供をしたのは若澤水之助であった(増補穆公遺事)香川県教育委員会編『新編香川叢書』新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、四七頁～四八頁。
- (17) 「源懐様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、二一三頁～二一四頁。
- (18) 「源節様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一四六頁～一四七頁。
- (19) 「増補穆公遺事」香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料篇(一)、新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、五二頁～五三頁。
- (20) 「源欽様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、七一頁～七二頁。ところが、文政十二年(一八二九)九月二日には「一、賢正院様御忌日、思召被為在候ニ付、向後九日ヲ御忌日ト相心得候様、被仰出候事」とあり、藩主一家一族の忌日にも変更があったことがわかる(「源愨様」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、下巻、三〇一頁)。
- (21) 「高松様并京極様御両家其他国諸候方より万御寄附物留記」(琴陵家蔵)『香川県史』十巻・資料編近世史料Ⅱ、香川県、一九八七年、九五四頁～九五五頁。
- (22) 永年会編『増補高松藩記』永年会、一九三二年、四一頁。
- (23) 高松松平家文書『英公外記』香川県立ミュージアム蔵。『高松藩祖松平頼重傳』松平公益会、一九六三年、五二二頁～五二五頁。
- (24) 「増補穆公遺事」香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料篇(一)、新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、八一頁～八五頁。
- (25) 谷川愛「近世大名の葬送と親族」『国学院雑誌』一〇六巻十号、二〇〇五年、五四頁。同「近世大名の葬送と交際」『國史学』一九九三年、國史学会、二〇〇七年、二頁。
- (26) 岩淵令治「近世大名家の葬送儀礼と社会」『国立歴史民俗博物館』
- (27) 「源英様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一二九頁～一三〇頁。
- (28) 服藤弘司「大名留守居の研究」創文社、一九八四年、五二二頁。
- (29) 「増補穆公遺事」香川県教育委員会編『新編香川叢書』新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、八一頁～八五頁。
- (30) 服藤弘司「大名留守居の研究・幕藩体制国家の法と権力Ⅲ」創文社、一九八四年、二頁～三頁、五頁、五一頁～五二頁、二三六頁～二三四頁、二五〇頁～二五一頁、四七八頁、四八三頁～四八四頁。
- (31) 服藤弘司「大名留守居の研究・幕藩体制国家の法と権力Ⅳ」創文社、一九八四年、六六一頁。
- (32) 永年会編『増補高松藩記』永年会、一九三二年、三二二頁～三三二頁。
- (33) 松方冬子「阿敬の研究」『論集きんせい』十五号、東京大学近世史研究会論集編集局、一九九三年、四二頁。
- (34) 「増補穆公遺事」『新編香川叢書』史料篇(一)、新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、六〇頁。
- (35) 根津寿夫「阿波蜂須賀家の交際―彦根井伊家と高松松平家を中心に―」四国地域史研究連絡協議会編『四国大名―近世大名の交流と文化―』岩田書院、二〇一一年、二四頁～二五頁。
- (36) 別所家文書「宝曆四戌御用留」『香川県立文書館紀要』第十号、香川県立文書館、二〇〇六年、八九頁。
- (37) 別所家文書「宝曆拾辰御用留」『香川県立文書館紀要』第十一号、香川県立文書館、二〇〇七年、七九頁～八〇頁。
- (38) 御厨義道「高松松平家における大名間交流」四国地域史研究連絡協議会編『四国大名―近世大名の交流と文化―』岩田書院、二〇一一年、六七頁～六八頁。大名の「交際」のうち服忌・葬送儀礼に関する交際には、卒去や葬送・法事の通知と見舞に関するものと、遺骸搬送の手續きに関するもの二つがあった(谷川愛「近世大名の葬送と交際」『國史学』一九九三年、國史学会、二〇〇七年、三五頁～三六頁)。

- (39) 野中寛文「高松藩家中統制法の確立」『香川県立文書館紀要』十七号、香川県立文書館、二〇一三年、三二頁。
- (40) 「源英御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、九五頁〜九七頁。
- (41) 「源節御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一八頁〜二二頁。
- (42) 「源節御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一三二頁〜一三三頁。
- (43) 「源節御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一五一頁〜一五二頁。
- (44) 「源穆御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、二三三頁。
- (45) 「源定御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、三七頁。
- (46) 林由紀子「近世服忌令の研究―幕藩制国家の喪と穢―」清文堂、一九九八年、一一〇頁、一六一頁。
- (47) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店、一九三四年、五一七頁〜五二一頁。
- (48) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店、一九三四年、五一六頁〜五一七頁。服藤弘司『大名留守居の研究・幕藩体制国家の法と権力Ⅲ』創文社、一九八四年、五〇九頁。
- (49) 岡田重精『齋忌の世界―その機構と変容―』国書刊行会、一九八九年、三〇九頁〜三一〇頁。林由紀子「近世服忌令の研究―幕藩制国家の喪と穢―」清文堂、一九九八年、一三二頁。
- (50) 「高松藩諸達留」『香川県史』第九巻、近世史料Ⅰ、香川県、一九八七年、一九三頁。
- (51) 平松義郎「江戸の罪と罰」平凡社、一九八八年、十四頁、二九頁。
- (52) 「宝暦十一巳御用留」『香川県立文書館紀要』第十二号、香川県立文書館、二〇〇八年、九四頁〜九五頁。
- (53) 為政者の死を庄屋はどのように受け止めていたかについては、矢吹修「近世における天皇と将軍と農民」『日本史研究』三三二号、
- (54) 日本史研究会、一九九〇年、六六頁〜七三頁」が詳しい。
- (55) 藤井讓治「法度」の支配」『日本の近世』第三巻、中央公論社、一九九一年、二九頁〜三〇頁。
- (56) 中川学「近世京都における『鳴物停止令』の構造とその展開―近世前中期の京都町触を中心に―」『東北大学附属図書館研究年報』二八、東北大学附属図書館、一九九五年、三八頁〜四四頁。同「死の呼称とその構造」『近世の死と政治文化―鳴物停止と穢―』吉川弘文館、二〇〇九年、一三六頁〜一五〇頁。
- (57) 「源穆御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、二四七頁。
- (58) 柚田善雄「將軍権力の確立」日本近世の歴史2、吉川弘文館、二〇一二年、二二二頁、二二八頁〜二三〇頁。
- (59) 「源英御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、二四頁〜二七頁。
- (60) 永年会編『増補高松藩記』永年会、一九三二年、一〇八頁。
- (61) 「節御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一四七頁〜一四八頁。
- (62) 高楚利彦「近世日本の国家権力と宗教」東大出版会、一九八九年、Ⅷ頁。同「江戸幕府の朝廷支配」『日本史研究』三一九号、日本史研究会、一九八九年、六三頁〜六四頁。
- (63) 林由紀子「近世服忌令の研究―幕藩制国家の喪と穢―」清文堂、一九九八年、二〇二頁。水林彪氏は、綱吉期の武家諸法度にいう「礼義」とは「服忌令で定められた礼制のことにはかならない」と述べている（『封建制の再編と日本の社会の確立』山川出版社、一九八七年、三三三頁）。
- (64) 「源懷様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一九九頁。
- (65) 辻達也「享保の改革」創文社、一九六三年、二八頁、三一頁、四二頁、四六頁〜四五頁。
- (66) 横田冬彦「日本の歴史16」講談社、二〇〇二年、三〇四頁。
- (67) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店、一九三四年、

- 六八八頁。
- (67) 小川和也『天和の治』における將軍像と『牧民忠告諺解』—大老・堀田正俊の思想—『書物・出版と社会変容』三号、二〇〇七年、五八頁〜五九頁、六三頁、六五頁。
- (68) 岡崎寛徳「生類憐みの令とその後」中澤克昭編『人と動物の日本史2・歴史の中の動物たち』吉川弘文館、平成二十一年、七一頁。
- (69) 塚本学『生類をめぐる政治—元禄のフォークロー—』平凡社、一九八三年、四六頁〜四七頁。
- (70) 山室恭子『黄門さまと犬公方』文春新書一〇、一九九八年、一三三頁、一四六頁〜一五一頁。また山室氏は、生類憐みの令と儒学講義とはワンセットの政策であるとし、よりよい統治のために、まず前者で下々の殺伐とした風潮を改革して仁心を涵養するとともに、後者で政務担当者である官吏の精神を鍛えようとしたと述べている(同書、一四二頁、一五〇頁)。
- (71) 『御当家令条』弘文堂書房、一九三九年、四八五号。深井雅海『綱吉と吉宗』日本近世の歴史3、吉川弘文館、二〇一二年、五九頁。
- (72) 『源節様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一四六頁。
- (73) 『源英様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、九頁。
- (74) 『源英様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、三四頁。
- (75) 『源英御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、三四頁〜三五頁。
- (76) 大橋幸泰『キリシタン民衆史の研究』東京堂出版、二〇〇一年、六三頁〜六五頁。同「宗門改の制度化とキリシタン民衆—幕藩制国家とキリシタンをめぐって—」『歴史評論』五一二号、一九九二年、六三頁。
- (77) 『源英様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一〇一頁。
- (78) 山口啓二『幕藩制成立史の研究』校倉書房、一九七四年、三〇三頁。
- (79) 高整利彦『近世日本の国家権力と宗教』東大出版会、一九八九年、八五頁、三〇六頁。
- (80) 『源英御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一三七頁。
- (81) 『柳宮補任』によれば、幕府宗門改役を務めた大目付は、兼役の役職として道中奉行・宗門改加役人別改・十里四方鉄砲改・服忌令分限帳改の四職があったとされ、宗門改人別改と服忌令分限帳改とを兼ねていたことがわかる。
- (82) 司法省蔵版・法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考—前集第三、創文社、一九五九年、二七三頁〜二七四頁、一六〇六号。『御当家令条』二二九号。これ以降、従来の宗門改に加えて新に類族改が始まる。拙稿「讃岐高松藩におけるキリシタン禁制」『讃岐高松藩—切支丹宗徒人名録』に関する基礎的研究—讃岐高松藩のキリシタン禁制と『切支丹宗徒人名録』の歴史的性格—『研究紀要』第五六・五七合併号、高松大学、二〇一二年、八八頁〜八九頁。司法省蔵版、法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考—前集第五、創文社、一九五九年、二二頁〜二三頁、二五七八号。』
- (83) 『源英様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一五一頁。『高松藩令及松平家系譜』(高松市立図書館蔵)。
- (84) 青木祐介「近世大名家の墓所・霊廟—土生田純之編『事典・墓の考古学』吉川弘文館、二〇一三年、四〇九頁。
- (85) 『香川県史』第九巻、資料編・近世史料I、香川県、一九八七年、七一頁〜七三頁。
- (86) 関根達人「近世大名墓における本葬と分霊—弘前藩主津軽家墓所を中心に—」『歴史』九九号、東北史学会、二〇〇二年、二頁。実際、三代藩主松平頼豊は、宝永元年(一七〇四)四月に亡くなった二代藩主松平頼常の霊廟を、同年十月三日には高松城中に建てて祀っている(『増補高松藩記』)。
- (87) 胡光「高松松平家墓所の造墓原理—法然寺における藩祖頼重・三代頼豊墓所を中心に—」『香川史学』第三九号、香川歴史学会、二

〇二年、二頁。

- (89) 笠谷和比古『士の思想―日本型組織・強さの構造―』日本経済新聞社、一九九三年、十四頁〜十五頁。大藤修氏は「固有の『家名』『家産』『家業』をもち、先祖代々への崇拜の念とその祭祀を精神的支えとして、世代を超えて永続していくことを志向する組織体」(大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』吉川弘文館、一九九六年、五三頁)とし、長谷川善計氏は「領主に対する一定の権利と義務を担う資格を公認された社会単位であった。それは同時に村に対する権利と義務を担う社会単位」(長谷川善計『日本社会と家』長谷川善計・竹内隆夫・藤井勝・野崎敏郎『日本社会の基層構造―家・同族・村落の研究―』法律文化社、一九九一年、十七頁)であるとしている。
- (90) 森本一彦『先祖祭祀と家の確立』ミネルヴァ書房、二〇〇六年、三頁、七頁。
- (91) 『源英様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、八二頁。
- (92) 『源英様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、九五頁。
- (93) 『源節様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一四六頁。
- (94) 別所家文書『宝暦四戌御用留』『香川県立文書館紀要』第十号、香川県立文書館、二〇〇六年、八七頁。
- (95) 『続徳川実紀』第一編『新訂増補国史大系』四八、吉川弘文館、二〇〇七年、九一〜九二頁。
- (96) 菅野則子校訂『官刻孝義録』下巻、東京堂出版、一九九九年、二一九頁〜二二〇頁。その他の孝行者については、菅野則子『江戸時代の孝行者―「孝義録」の世界―』(吉川弘文館、一九九九年)に詳しく記されている。
- (97) 『源英様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、四〇頁。
- (98) 『三谷家文書』(香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料篇(二))

- 新編香川叢書刊行企画委員会、一九八一年、三九八頁〜三九九頁。
- (99) 『源英様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一頁〜三頁。
- (100) 中田薫『法制史論集』第一巻、岩波書店、一九二六年、五五一頁。高柳真三『徳川時代の封建法における親類の構成と意義』『中田先生還暦祝賀法制史論集』岩波書店、一九三七年、六頁、一一四頁。
- (101) 『源恵様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一六三頁〜一六四頁。
- (102) 『源穆様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、二四八頁。
- (103) 鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』成文堂、一九七〇年、五二頁。
- (104) 木原溥幸編『近世の讃岐』美巧社、一九八八年、二六頁〜二七頁。木原溥幸・丹羽佑一・田中健二・和田仁著『香川県の歴史』山川出版社、一九九七年、一四四頁〜一四五頁。
- (105) 『源恵様御代御令條之内書抜』『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一五七頁。
- (106) 『増補穆公遺事』香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料篇(一)、新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、三四頁。
- (107) 『塩江の四季』第十集、塩江町教育委員会、二〇〇三年、二〇頁。これによると、社家は毎年三月に、一類書(親類書)を提出するよう命ぜられている。
- (108) 土井浩『小田原藩における家中統制―服忌と養子縁組を中止に―』『おだわら…歴史と文化』七号、小田原市役所企画調整部文化室、一九九四年、四頁。親類書の意味と性格については、鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』(成文堂、一九七〇年、三八頁)、安野眞幸『御蔵手代平間家『親類書』の法的基礎とその世界』(聖徳大学紀要委員会編『聖徳大学研究紀要』第二〇号、聖徳大学、二〇〇九年、一二七頁〜一三四頁)などに詳しい。大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』吉川弘文館、一九九六年、十二頁。

「源定様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下卷、香川県立文書館、一九九九年、一〇頁。鎌田浩氏は、幕藩権力の武士親族規制について初期Ⅱ親族関係抑圧期、中期Ⅱ服忌令による親族再秩序期、後期Ⅱ本末家筋を中心とした親族重視期の三期にわけている（『幕藩体制における武士家族法』成文堂、一九七〇年、二七七頁～二七八頁）。

執筆者紹介

井澤藤河落	上田井合合	英明文明日香 紀宗俊郎	高松大学発達科学部 高松大学発達科学部 高松大学発達科学部 広島大学大学院 広島大学大学院	教授 講師 講師 教授	教授 師 師 授
R. T. Williams	横手村	健太花 怜佳利	高松大学経営学部 高松大学経営学部 高松短期大学	准教授 准教授 教授	授 授 師
関佃森藤水池中溝	井口内村	昌道之 靖雄三吾二見 利博	高松大学経営学部 高松短期大学 高松短期大学 高松短期大学 高松短期大学 高松短期大学 高松短期大学 高松短期大学 高松短期大学 高松短期大学 高松大学発達科学部	教授 准教授 講師 教授 准教授 講師 教授 准教授 准教授	授 授 師 授 師 師 授 授 授 授

研究紀要

第60・61合併号

平成26年2月25日 印刷

平成26年2月28日 発行

編集発行

高松大学

高松短期大学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841-3255

FAX (087) 844-4759

印刷

株式会社 美巧社

高松市多賀町1-8-10

TEL (087) 833-5811